

# 平成28年度 業務実績報告書

---

平成29年6月30日



はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成28年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、NASVAに係る平成28年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

# 目 次

## I. 業務運営評価に関する事項

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (3) 業務の運営の効率化
  - ①安全指導業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
  - ②療護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
  - ③交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
  - ④業務全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 安全指導業務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- (2) 療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- (3) 介護料の支給等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- (4) 交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- (5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応・・・・・・・・・・65
- (6) 自動車アセスメント情報提供業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- (7) 自動車事故対策に関する広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

### 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・95

### 4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102

### 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

### 6. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

### 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
- (2) 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項  
に規定する積立金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109

## I. 業務運営評価に関する事項

※中期目標期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化

##### 中期目標

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

##### 中期計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。

##### 年度計画

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月20日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会）等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とするなどの合理化に伴い整備した体制により、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実を促進するとともに、引き続き平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化を図ります。

#### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとした。

#### 当該年度における取組み

NASVA の今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し定めた組織合理化方策の内容に沿って以下の取組を行った。

##### ・人員配置の見直し（主管支所及び支所）

##### （1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト

- 平成26年度から引き続き、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトが図られ、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施してきたこと等により、訪問支援実績の向上など被害者援護業務のさらなる充実を促進した。

(2) 主管支所及び支所間の人員シフト（平成 28 年度末まで）

- 一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所（函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各 1 名減員）から機能強化が必要な主管支所（札幌、仙台、広島、高松、福岡において 1～3 名増員）への人員シフト順次実施することとしており、平成 28 年度においては、4 支所（山口、高知、長崎、沖縄）から 3 主管支所（広島＋1、高松＋1、福岡＋2）へのシフトを実施した。

・地方における自動車アセスメント広報活動の充実

- 自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するため、全国で 89 回以上の広報活動を行うとともに、各主管支所等の広報担当者に対し、広報を適切に実施するための研修を実施するなど、自動車アセスメント業務の充実を促進した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (2) 人材の活用

### 中期目標

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

### 中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

### 年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要の人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。
- ③ 「NASVA人材育成方針」に基づき、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図ることとした。
- 2) 事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図ることとした。
- 3) 引き続き、全職員を対象に能力・実績評価制度による適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図ることとした。
- 4) 研修の充実を図り、職員の資質向上を図ることとした。
- 5) 「NASVA人材育成方針」を策定し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進することとした。

### 当該年度における取組み

- 1) 平成28年度において、新たに25人が産業カウンセラー資格を取得した。  
産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。  
また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）においても、新たに19人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。
- 2) 事業環境の変化に対応するため、引き続き、民間のISO業務に精通した人材を受け入れるとともに、国との人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。

- 3) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。  
4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

①業務別専門研修の実施

ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を33人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師<sup>※1</sup>を育成するため、16人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK<sup>※2</sup>の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を36人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：(基礎、一般)講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：(NPO)アルコール薬物問題全国市民協会の略称

イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー<sup>※3</sup>を養成するため、24人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。

また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー<sup>※4</sup>219人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者(産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者)

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者(第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者)

ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員43人に対して、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした研修を実施するとともに、安全マネジメント関係講習会の講師として指名を受けている職員12人に対して、運輸安全マネジメントに関する最新の知識の習得及び技能向上等を目的とした研修を実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員27人に対して、アドバイザー<sup>※5</sup>資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。

また、アドバイザー31人(うち、コンサルタント<sup>※6</sup>7人)に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者(アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者)

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者(一定の要件に該当する者から理事長が指名する。)

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員<sup>※7</sup>を養成するため、平成28年度は安全評価員候補者として新たに31人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価[初級]研修」に参加させるとともに、NASVA主催の「運輸安全マネジメント評価本部研修」を43人に受講させ、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、安全評価員候補者31人に対して評価実施時のOJT<sup>※8</sup>により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上を図った。

現在、選任されている安全評価員に対しては、主任安全評価員の指導下、実際の評価において、OJTにより必要な力量の維持・向上を図っている。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者(資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者)

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

## エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

### ・被害者の気持ちの理解

被害者の気持ちを理解することは、NASVA職員として必要不可欠であることから、平成28年度の新規採用職員研修において、臨床心理士による講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。

### ・専門研修の実施

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。

### ・「被害者援護促進の日」の活用

組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。

## オ ISOコンサルタントの養成

- ・ ISOコンサルティング業務を担当するISOコンサルタント<sup>※9</sup>を育成するため、ISOコンサルタント候補者の8人に対して、平成28年8月から9月にかけて、外部研修機関が開催するISO 9001 基礎コース及び品質審査研修コースを受講させるとともに、本部でISO 39001 解説研修を実施した。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISOの基本的な考え方及びISO審査の実務の理解並びにISO 39001規格の要求事項の詳細とISOコンサルティング業務に関する知識の習得を図りISOコンサルタントを養成した。

※9 ISOコンサルタント：ISOコンサルティングを行う者（資格要件：外部登録機関にISO 9001審査員補として登録され、かつ、内部研修を修了後に理事長が指名した者）

## カ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員27人に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構え、会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。

### ②階層別研修の実施

新規採用職員研修、中堅職員（チーフ級、アシスタントマネージャー級）に対する階層別研修を実施し、職員の資質向上を図った。

5) 人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化したNASVA人材育成方針を研修等において職員に認識させることにより、モチベーションの向上を図った。

## その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

被害者援護業務と安全指導業務との連携を推進する観点から、主管マネージャー（適性診断担当）会議において、被害者援護業務の現在の取組等について被害者援護担当職員による講義を取り入れた。

「被害者援護促進の日」を活用して、安全指導業務担当職員も対象とした被害者援護業務についての勉強会を各主管支所において実施した。



【被害者援護業務担当職員による講義風景】

### (3) 業務運営の効率化

#### ①安全指導業務

##### 中期目標

安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

##### 中期計画

ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者<sup>(注1)</sup>及び貸出機器<sup>(注2)</sup>による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

##### 年度計画

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより指導講習80%・適性診断60%以上とします。また、契約事業者<sup>(注1)</sup>等による一般診断の利用促進を図り、支所以外での受診者の割合を50%以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 指導講習・適性診断に係るインターネット予約の利用率を指導講習80%・適性診断60%以上とするため、指導講習・適性診断に係る受講者・受診者の利便性向上を図ることとした。
- 2) 支所以外での一般診断の受診者の割合を50%以上とするため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図ることとした。
- 3) 上記取組を通じて、受付業務等の効率化を図ることとした。

#### 当該年度における取組み

##### 1) インターネット予約の促進

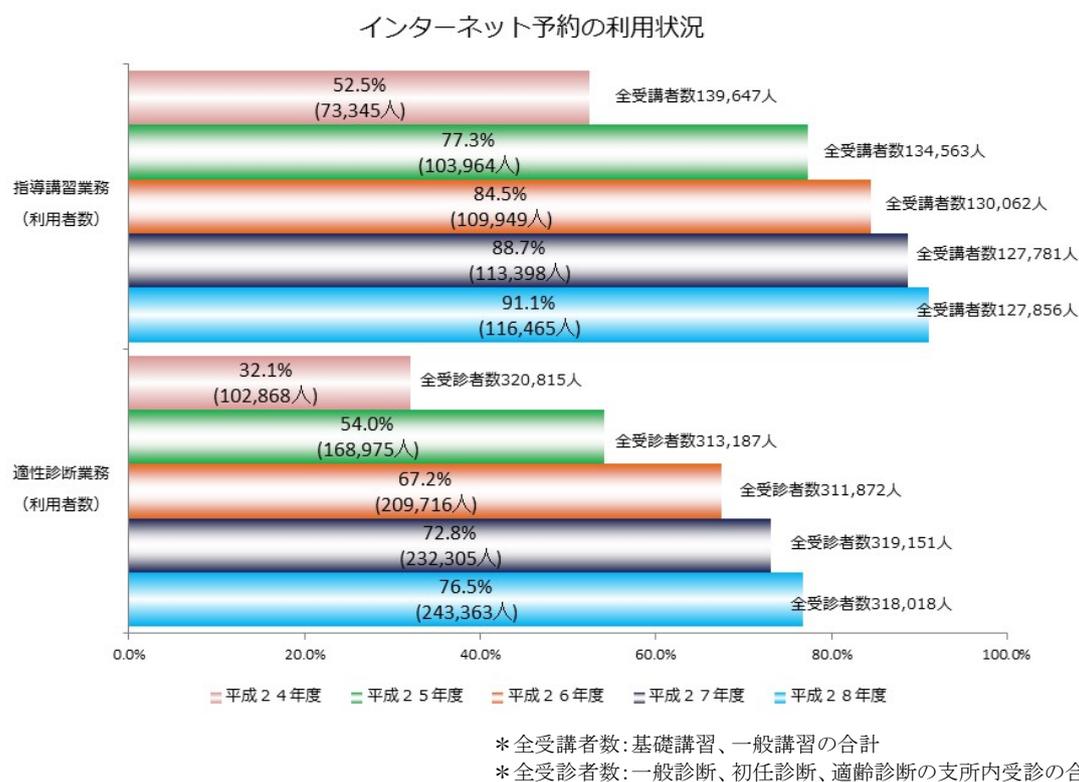
指導講習に係るインターネット予約率80%以上を達成するため、運行管理者指導講習会開催時にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

また、適性診断に係るインターネット予約率60%以上を達成するため、診断受診者等にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

利便性の説明については、「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブがある点を強調した。

また、指導講習・適性診断の電話による予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなどの対応をした。

以上の取組みにより、インターネット予約率は、指導講習で91.1%(前年度88.7%)、適性診断で76.5%(前年度72.8%)となった。



## 2) 支所以外での一般診断受診の促進

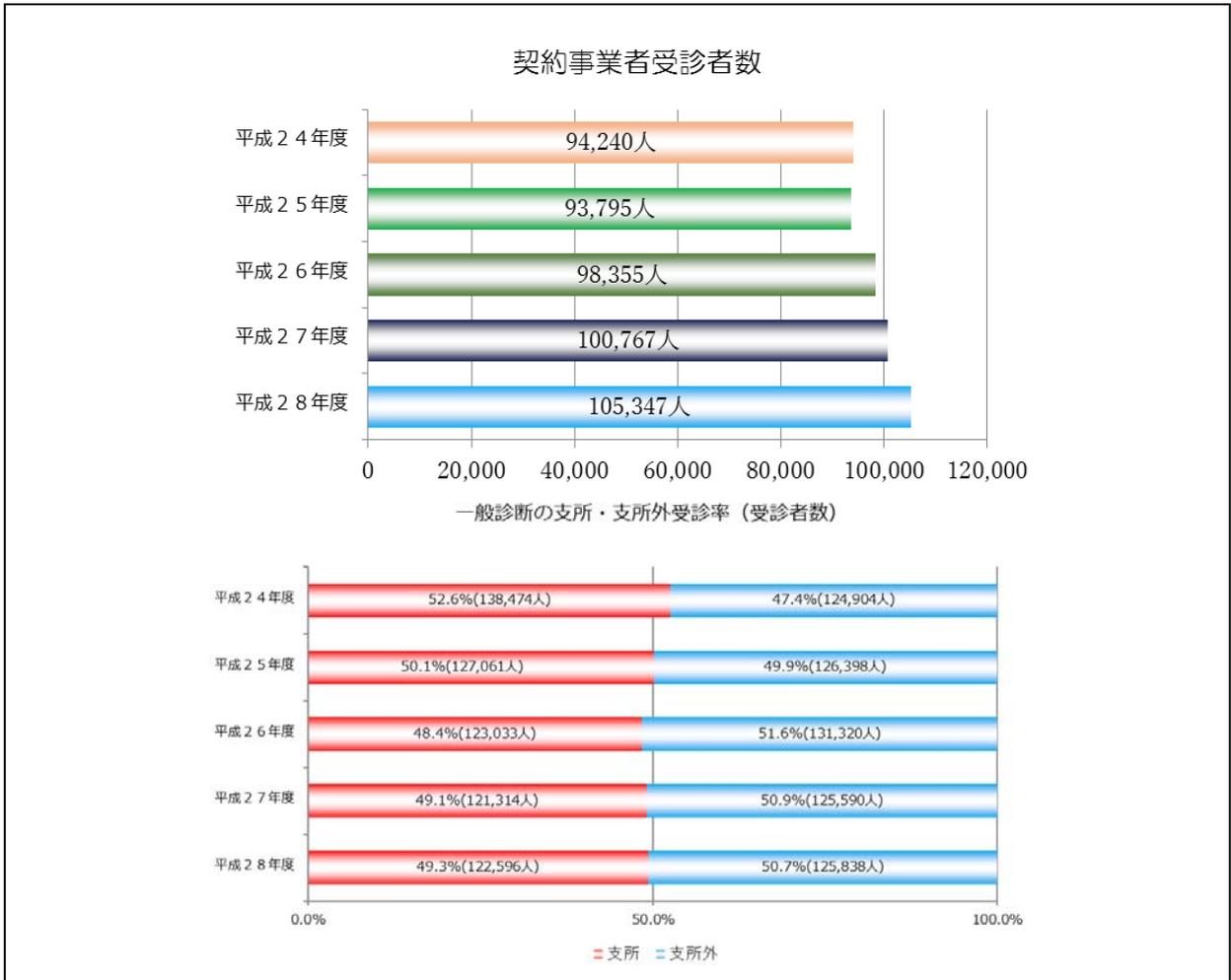
支所以外での一般診断受診者の割合50%以上を達成するため、契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、ナスバネット（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

- ◎ 自社において24時間いつでも適性診断が受診できること。
- ◎ 過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診が事故防止により効果的であること。

これらの情報提供により契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。

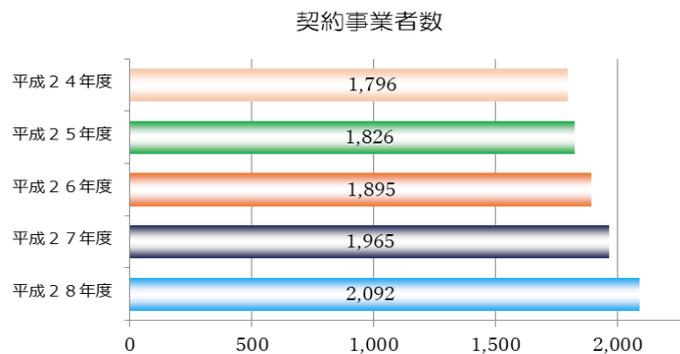
この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、50.7%となった。



**その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

平成28年度において、ナスバネットの支所外での利用促進を図るため以下の方策を実施した。

- ・ナスバネットの利用を希望する事業者が、ナスバネットを導入しやすくなるよう、パソコン市場で最も流通しているWindows 10 OSに対応するため、ナスバネットアプリケーションソフトを改良し、平成27年度に実施した改良と相まって、新たな契約事業者を獲得した（前年度比：127者増。）。



運送事業者の利便性を一層向上させるとともに、事故防止に効果的な受診促進を行い支所以外での受診割合50%以上を確保し、支所内業務の効率化を図った。

## ② 療護施設

### 中期目標

- ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

### 中期計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース<sup>(注3)</sup>による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。  
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

### 年度計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース<sup>(注2)</sup>による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。  
(注2) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成27年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 医療水準、コスト水準等に関しタスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。
- 2) 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成27年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めることとした。
- 3) 地域医療機関との連携を図り、年間10,000件程度の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

### 当該年度における取組み

- 1) 平成28年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

## タスクフォースによる外部評価結果

### 1. 療護センター事業

#### (1) 運営経費の節減に対する取組

運営経費（委託費）については、前年度と比較して63百万円（2.9%）の増加となった。

これは、主に収入が71百万円減少したことによるものである。

収入に関しては、東北療護センター及び岡山療護センターにおける入院患者数の減少等に伴い、医業収入全体で前年度と比較して49百万円の減となった。また、外部検査収入のうち高度先進医療機器については、療護センターと同様の機器を有する病院が増えている状況から、対前年度比6.7%減の11百万円の減、同機器以外の医療機器による収入も11百万円の減となり、この結果、収入額は2,186百万円で、前年度より71百万円の減となった。

支出に関しては、事務諸費等管理費の減等により、支出額は4,441百万円で、前年度より8百万円の減となった。

入院患者の確保については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、円滑な入院手続きの実施等、より効率的な運用を図る必要がある。

また、人件費については、看護師の確保等を図ることにより、今後増加する見込みであることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、引き続き検討する必要がある。

#### (2) サービス水準の向上に対する取組

脱却による退院患者数は、目標の19人を上回る30人であり、優れた実績を上げたものと認められる。

また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、治療改善効果が認められるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

また、各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する様々な相談・案内などの支援業務は前年度とほぼ同数の10,509件となり、在宅の重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れも1,933人日、前年度比16.4%の増と、いずれも積極的な取組みを行い、評価できる。

在宅介護への応用も期待される療護看護プログラム（新看護プログラム）については、取組みの定着に向け、教育用マニュアルの周知徹底を図るなど、積極的な取組みを行い、評価できる。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA本部並びに各主管支所及び支所の職員との連携により、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強めた取組みを行うなど、積極的に対応した。

今後もこうした広報活動をより効果的かつ効率的に行い、情報を得られないことにより、公平な治療機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

地域医療への貢献として、学会発表件数は、目標の31件を上回る34件の研究成果の発表を行い、高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、療護センターと同様の機器を有する病院が

増えている状況の中、目標を11%上回る11,085件を受託し、評価できる。

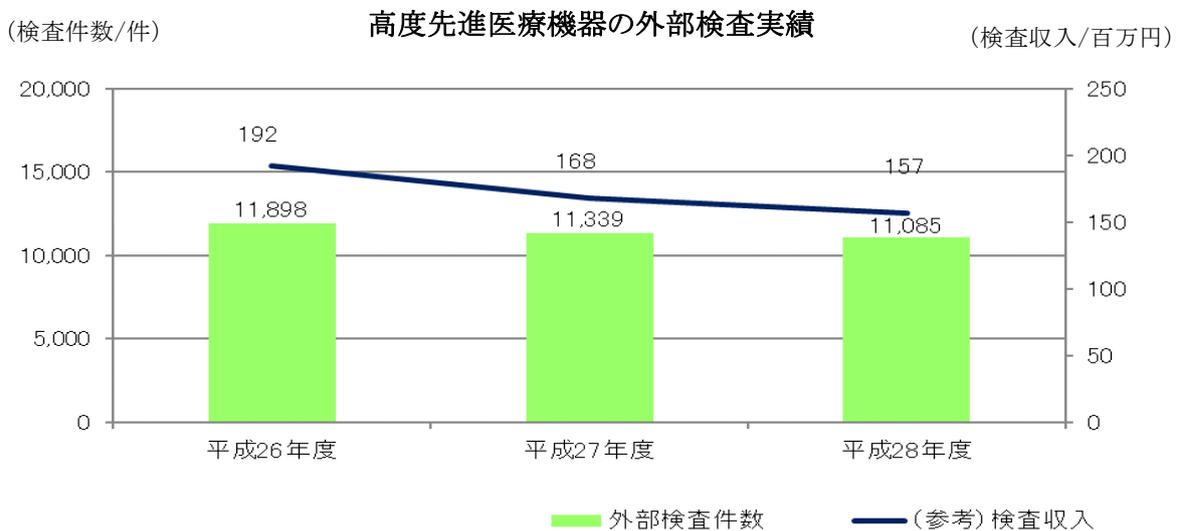
委託病床の拡充については、関東西部地区において、平成27年度に新たな委託先として決定された湘南東部総合病院において、平成28年5月から患者を受け入れた等、評価できる。また、自動車事故による遷延性意識障害者のための回復に向けた治療・看護・リハビリテーションに係る調査・研究を行うと共に、脳神経外科医等の医療スタッフの人材育成支援を目的とする「一貫症例研究型委託病床」について、次年度の公募に向け、委託基準等の策定を行うなど、評価できる。

以上、療護施設については、優れた治療実績を挙げ順調な運営がなされており評価できる。

2) 療護センターの運営委託費のコスト要因については、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を行った。運営委託費の主な増加理由としては、入院患者数の減による収入の減少、外部検査収入のうち高度先進医療機器の減収、同機器以外の医療機器の減収等があるが、個別の支出についてその都度検討を行い、引き続きコスト削減に努めている。

また、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請した。

3) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,085件(対前年度比△254件、2.2%の減)の外部検査を受託し、1億5,714万円(対前年度比△1,129万円、6.7%の減)の収入を得た。



#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### ③ 交通遺児等への生活資金の貸付

#### 中期目標

- ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。
- ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。
  - (i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
  - (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
  - (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
  - (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

#### 中期計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

#### 年度計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度及び友の会活動の周知を徹底します。また、平成26年度に導入したコンビニエンスストアを活用した返還について引き続き周知を図るとともに、平成27年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。
- エ 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営を図るとともに、必要に応じて規程等を見直します。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行うと共に、延滞金減免等必要に応じた規程改正の実施などにより、債権回収率を90%以上確保することとした。
- 2) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。

- 3) 平成25年度にとりまとめられた、「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき、引き続き関係機関・団体等との連携強化、貸付制度の周知、債権管理・回収の一層強化等を行うとともに、コスト削減を計画的に進めることとした。

### 当該年度における取組み

#### 1) 債権回収実績

債権回収率		
回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
266.5億円	246.1億円	92%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額  
「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

##### ① 債権管理規程に基づく適正な債権管理

貸付の趣旨が、元々生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付により健全育成を支援する点にあることから、返済しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行う必要があり、債権管理規程に基づき債権を分類して、早期の折衝を行った。

##### ② 「友の会」活動を通じた債権の適正な管理

交通遺児等への貸付は、自動車事故被害を起因として生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付による経済的支援を通じて健全育成を支援することを目的としている。一方、精神的支援として推進している「友の会」活動によって、会員とNASVAとの結びつきが深まり、債権の適正な管理の面で効果を発揮している。

#### 2) 貸付債権の適切な評価及び公表

債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

#### 貸付債権の評価※1 (単位：千円)

債権の区分※2	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	3,012,550	99.8%	3,006,525
貸倒懸念債権	4,969,347	53.5%	2,658,601
破産更生債権等	310,347	0.0%	0
合計	8,292,244	68.3%	5,665,126

※1 債権の帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額を債権分類毎に評価額として計上すること。

※2 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理している。

## 貸倒引当金※

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	3,012,550	0.2%	6,025
貸倒懸念債権	4,969,347	46.5%	2,310,746
破産更生債権等	310,347	100.0%	310,347
合 計	8,292,244	31.7%	2,627,118

※ 債務者の財政状態等に応じて債権分類毎に計上する貸倒見積高のこと。

### 3) 貸付制度の周知徹底

貸付制度の周知については、これまでも損害保険会社、警察、社会保険協議会等へのリーフレットの配布、市町村への広報誌掲載の働きかけや情報案内サービス（NASVA交通事故被害者ホットライン）が実施するアウトバウンド業務等により行ってきたところであるが、特に平成28年度は、新たに市区町村に設置された「生活困窮者自立支援制度」を担当する全国の相談窓口への広報・周知依頼を行った。また、長野県、京都府で開催された警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会において、貸付制度等の周知をしたほか、以下の取組みを行った。

- 警察庁主催「自助グループ運営・連絡会議」への参加

平成28年11月30日に東京都で開催された、交通事故遺族を主とした自助グループ運営者による連絡会議に参加し、NASVAの貸付制度等について周知を行った。

- 警察庁主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム（名古屋）」への参加

警察庁から平成28年11月19日に名古屋で開催された「交通事故遺族、遺児等によるシンポジウム」への交通事故被害者の遺族をパネリストとして紹介して欲しいとの依頼があり、NASVA「友の会」OBの方を対象として検討・調整した結果、「友の会」OBがパネリストとして参加し、交通遺児としての心情、交通遺児等に対して必要な支援について発言してもらった。。



シンポジウム会場



パネリストとして参加した友の会OB

一般向け周知活動としては、『ナスバギャラリーIN東京』を平成28年9月5日から9月11日まで東京メトロ銀座線三越前駅（東京都中央区日本橋）構内において開催し、交通遺児等による絵画コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示した。

期間中、約1万9千5百人の方にご覧いただき、交通遺児等（保護者が自動車事故により

死亡又は重度後遺障害を負った児童）、介護料受給者（自動車事故により重度後遺障害を負った方）の現状やその支援について情報発信を行った。



日本橋三越前の会場の様子



（友の会コンテスト作品）



（重度後遺障害者の作品）



【展示パネル・作品】

#### 4) 債権管理・回収の強化及びコスト削減

前年度改正した業務実施規程に基づき、貸付利用者が20歳に達したときに、貸付金に係る返還総額等を通知するとともに、同じく昨年度導入された、延滞金減免制度を活用し返還を促した。

併せて、長期滞納者に対し支払督促の送付等、積極的な回収に向けた措置の強化を講じた。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

#### ④ 業務全般

##### 中期目標

- ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。
- イ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

##### 中期計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

##### 年度計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成27年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成27年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組みます。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.99参照）における効率化係数（一般管理費0.97/年、業務経費0.98/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減することとした。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、以下のことについて取り組むこととした。

1. 重点的に取り組む分野
  - ①企画競争による場合の事前審査の徹底
  - ②一者応札の見直し
  - ③調達グループ（支所）を超えた一括調達
  - ④障害者就労施設等への優先調達
  - ⑤物品等調達におけるオープンカウンター方式の試行
2. 調達に関するガバナンスの徹底
  - ①随意契約に関する内部統制の確立
  - ②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組
  - ③職員のスキルアップ
3. 自己評価の実施
4. 推進体制
  - ①調達等合理化検討会による取組
  - ②契約監視委員会の活用

### 当該年度における取組み

1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲3%削減）を上回る経費削減（▲4.1%）を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成28年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 13 百万円	▲ 17 百万円	
	▲ 4.1 %	
削減目標額 ▲ 13 百万円 = 前年度予算額 418 百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 17 百万円 = 平成 28 年度決算額 401 百万円 - 前年度予算額 418 百万円	対前年度予算比 ▲ 4.1 % = 削減実績額 ▲ 17 百万円 ÷ 前年度予算額 418 百万円

(参 考)

平成28年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成27年度 予 算 額) (A)	平成28年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	418	405	401	▲ 13	▲ 17	4
特殊要因等経費	557	673	673	116	116	0
合 計	975	1,078	1,074	103	99	5

(注1) 平成28年度特殊要因等経費・・・来客等安全確保(震災対策)、情報セキュリティ強化経費、経費事務所借料(移転等完了支所分)、事務所清掃料等、公租公課

(注2) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

○ 業務経費(特殊要因等を除く)の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策(参考参照)に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画(前年度予算に対し▲2%削減)を上回る経費削減(▲3.6%)を達成した。

業務経費(特殊要因等を除く)の平成28年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 75 百万円	▲ 134 百万円	▲ 3.6 %
削減目標額 ▲ 75 百万円 = 前年度予算額 3,736 百万円 × 削減目標率 ▲ 2 %	削減実績額 ▲ 134 百万円 = 平成28年度決算額 3,602 百万円 - 前年度予算額 3,736 百万円	対前年度予算比 ▲ 3.6% = 削減実績額 ▲ 134 百万円 ÷ 前年度予算額 3,736 百万円

(参 考)

平成28年度業務経費(介護料を除く) 予算・決算額

(単位:百万円)

区 分	基 準 (平成27年度 予 算 額) (A)	平成28年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	3,736	3,611	3,602	▲ 75	▲ 134	59
特殊要因等経費	1,514	1,662	1,569	148	55	93
合 計	5,250	5,323	5,171	73	▲ 79	152

(注1) 基準(平成27年度予算額)については、平成28年度に特殊要因等経費の一部を効率化対象経費へ振替えたことから、平成27年度業務実績報告書に計上した平成27年度予算額に次のとおり修正を加えている。単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

- ① 効率化対象経費については、効率化対象経費となった「訪問支援業務実施体制の充実・強化経費(一部)」及び「予防安全技術のアセスメント試験実施等経費(一部)」を増額する。
- ② 特殊要因等経費については、効率化対象経費となった「訪問支援業務実施体制の充実・強化経費(一部)」及び「予防安全技術のアセスメント試験実施等経費(一部)」を減額する。

(注2) 平成28年度特殊要因等経費・・・療護施設機能の一般病院への委託経費(関東西部)、療護センターの中長期修繕計画策定に係る調査経費、療護センターにおけるMSW機能の強化、在宅介護移行への支援に係るリハビリ機器の導入、交通遺児等生活資金貸付金の債権回収強化、適性診断システム(64bit版)の保守、自動車アセスメント関連経費、医療機器維持費等、公租公課

(注3) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

(参 考)

## 経 費 削 減 方 策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図るとともに、次のような削減方策を実施

1. 既定経費の徹底した見直し
2. 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
3. 予定価格の適正な設定
4. 随意契約の適正な運用
5. 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
6. 電話料金の割引制度の活用
7. 事務用品の一括購入の推進（本部及び主管支所）
8. 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度やパック商品の積極的活用及び複数の用務を実施）等
9. 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2) 契約については、以下の取組を行った。

○ 調達等合理化計画の実施状況

1. 重点的に取り組む分野

①企画競争による場合の事前審査の徹底

- ・適正契約検証チームにおいて、企画競争案件全件（1件）の検証を実施し、その結果一般競争入札へ移行した。

②一者応札の見直し

- ・平成27年度に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件はなかったが、競争参加者を増加させる取組として以下のことを実施した。

(1)事業者が業務内容を理解できるよう、仕様書に記載する内容を具体化した。また、手続きの早期実施及び公告時期の前倒しを実施することにより、請負者の準備期間の確保並びに履行期間の確保に努めた。

(2)申込が複数者であったが、応札者が一者となった調達案件については、理由を聴き取り、原因の把握に努め、要因分析を行った。

③調達グループ（支所）を超えた一括調達

- ・スケールメリットの活用や事務の省力化を図る観点から、本部及び主管支所において、36件（本部3件、支所33件）の一括調達を実施した。
- ・本部や支所において、調達品目の拡大に向けた検討を行った結果、新規にとりまとめを実施した品目が20件あった。

④障害者就労施設等への優先調達

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第60号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき定めた「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（平成28年3月2日付）」に基づいて積極的に取組んだ結果、調達件数は112件、4,589千円の実績となった。
- ・経理事務担当職員を対象とした研修及びマネージャー会議のテーマに盛り込み、改めて認識を促すとともに、障害者優先調達推進法の趣旨の理解を深めた。

- ・障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するための調達先情報の収集、調達可能物品等の検討を行った。

#### ⑤物品等調達におけるオープンカウンター方式の試行

- ・少額随意契約の範囲内である調達案件において、更なる競争性の向上・透明性の確保を図る観点から、見積参加を広く募るオープンカウンター方式による4件の試行を本部にて行い、その結果をとりまとめ、実施要領策定に向けた準備を行った。

## 2. 調達に関するガバナンスの徹底

### ①随意契約に関する内部統制の確立

- ・合规性、公正性及び経済性の観点から、調達の目的を踏まえ適正な契約方法が選択されているか否かについて検証を行うことを目的として設置された適正契約検証チームにより、競争性のない随意契約の新規案件7件全ての点検を実施した。

### ②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ・本部では監査計画（主管支所2年に1回、支所3年に1回）に基づき、4主管支所、19支所の会計内部監査を実施した。
- ・各主管支所では管内支所の収入金の現金による収納状況を把握するため、「収入金収納事務チェックリスト」の内容確認を年2回実施し、その結果を本部に報告した。
- ・会計内部監査については、「会計内部監査要領」を定め、統一的な視点で会計内部監査を実施するとともに、平成29年度の効果的な監査実施に向けて、収入金（現金）取扱いリスクの低減やマイナンバーを含む個人情報の取扱いなど、重点的に実施する監査項目の検討を行った。
- ・不正行為の再発防止について、主管支所が行うチェックリスト実施状況確認項目の統一化並びに支所長経理業務の確実な引き継ぎを図るため、「収入金収納事務チェックリスト実施要領」及び「支所長経理業務マニュアル」の改訂を行った。
- ・各種会議等で過去に起きた職員の不祥事事案の内容を必ず盛り込み、再発防止のための意識醸成を図った。

### ③職員のスキルアップ

- ・会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、本部及び支所等の新たに経理担当者となった職員を対象に、経理実務能力を育成するための研修を4月に実施した。また、同じく4月に行われた全国支所長会議及び経理担当マネージャー会議で会計事務権限者の義務と責任を示し、再認識を図った。
- ・本部監査員による会計内部監査を23箇所実施し、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行い、支所等職員のスキルアップを図った。

## 3. 自己評価の実施

平成28年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、契約監視委員会による点検を受けた。

## 4. 推進体制

### ①調達等合理化検討会による取組

「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の具体的な取扱いについて周知を図った。

### ②契約監視委員会の活用

契約監視委員会による調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を実施している。

○ 情報公開の充実

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、契約の状況について公表し、情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達）により、平成27年度に締結した契約内容について点検・見直しを行い、合わせて「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の策定の際の点検を行い、審議概要を公表した。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成28年度においては、監事監査については本部ほか18支所（4主管支所及び14支所）、会計監査人については本部ほか4主管支所等の監査を実施している。

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、適性契約検証チームにより引き続き企画競争の事前審査等を実施した結果、契約に対する事前検討や意識が一層高まったとされ、平成28年度は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、適正に検証・処理され、「効果的かつ効率的に実施されているものと認める。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

**その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

○ 適正契約検証チームの設置・取組

契約に関する統制の観点から事前事後の検証実施を通じ、適正な契約締結の推進を図るため、本部に適正契約検証チームを平成27年度に設置し、適正な契約方法が選択されているかについての検証を実施している。

○ 内部統制のための取組

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記「内部統制のための取組み」による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」等を平成28年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成28年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に任命することとし、総合評価委員会においては、

- ① 評価項目及び得点配分の決定
- ② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成28年度においては、陽電子放出断層撮影装置（PET/CT）の更新及び療護センター等において使用する自動車の購入（2台）の3件について総合評価落札方式により調達している。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3人以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

(6) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

NASVA における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面

を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成28年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

### 中期目標

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### 中期計画

エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

### 年度計画

エ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び業務方法書の規定を踏まえ整備した内部統制の推進、リスク管理、情報システムの整備、情報セキュリティの確保・個人情報の保護、監事監査及び内部通報等に関する諸規程に基づき、内部統制の一層の充実・強化を図ります。

オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」及び「サイバーセキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティの確保に関する規程に基づき、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

### 年度計画における目標設定の考え方

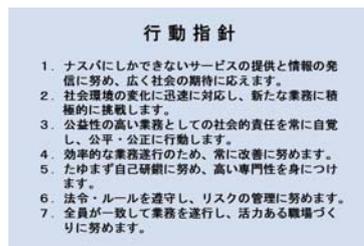
- 1) 業務運営方針の全役職員による共有化を徹底する。
- 2) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、平成27年度に改正した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る業務方法書の規定を踏まえ、内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部通報等の内部統制システムに係る一層の充実・強化を図る。
- 3) 定期的に業務実績や課題を整理し、また、内部監査により業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行う。
- 4) 監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整える。さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図る。
- 5) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。

## 当該年度における取組み

- 1) 業務運営方針（NASVAWAY2013）を全役職員に配布し、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知を図った。
- また、当該業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、ホームページにも掲載した。さらに、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会議等で行動指針の唱和を実施し、周知徹底を図った。



【行動指針カード（表面）】



【行動指針カード（裏面）】

- 2) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図った。

また、会計内部監査（23箇所）を実施するとともに、保有個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためリスクアプローチ型の業務内部監査（11箇所）を実施した。

さらに、監事監査（19箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

- 3) 平成27年4月の改正独立行政法人通則法の施行に対応して設置した、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等を開催し、内部統制の充実・強化に努めた。

①コンプライアンス委員会では、「コンプライアンス実践・推進状況のチェック」結果を報告するとともに、遵守できていない事項については、各所属長を通じて注意喚起等を行った。また、コンプライアンス実践マニュアルについて、環境の変化に伴う改正等所要の見直しを行った。

②リスク管理委員会では、各部・室から提出された業務上のリスクに対し、分析・評価を行った上で対応策を決定し、また特に重要なリスクを選定し定期的な自己点検を実施することとした。これに基づき、本部の部室長及び主管支所長等が改善に向けたモニタリングを実施した。

③内部統制委員会では、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会及び内部監査室の活動状況が報告等された。

- 4) 業務運営上必要な情報は、引き続き、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、「被害者援護促進の日における具体的な取組みについて」等、専用の掲示板を設けて支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。

5) 日本年金機構における個人情報の流失事件並びにNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）及び国土交通省からの指示等を踏まえ、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策として、システム改修を実施するとともに、機構ホームページのセキュリティ強化対策を実施し、ホームページの不正アクセス・不正侵入・通信遮断システムのアップグレードを実施した。

また、「サイバー攻撃対策の遵守6則（標的型メール対策）」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を策定して全役職員へ徹底し、情報セキュリティの確保及び保有個人情報の適切管理を図るとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合に被害の最小化及び迅速な復旧支援等を行うための会議を開催した。

6) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。

また、防災週間（9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施し、その結果を理事会で報告し情報共有した。

#### **その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

平成27年度に発生した、保有個人情報の漏洩事案の発生を受けて策定した、「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を全役職員に再周知・徹底を図るとともに、6月を「情報セキュリティ・個人情報保護強化月間」として指定し、職員一人一人に保有個人情報の漏えいに対する重大性を強く認識させる等の再発防止に取り組んだ。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 安全指導業務等

#### 中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

#### 中期計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。

#### 年度計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関にならうとする民間団体等へ、機構が開発した i-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表を踏まえた取組方策により、業界団体との協働実施等、引き続き参入に向けた働きかけを着実に実行します。

#### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施することとした。
- 2) さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関にならうとする民間団体等へ、NASVAが開発した i-NATS（新適性診断システム。以下「ナスバネット」という。）の提供、適性診断カウンセラー等への教育・訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育・訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援することとした。
- 3) 上記取組を通じ、民間参入促進に係る取組方策の策定を行う。

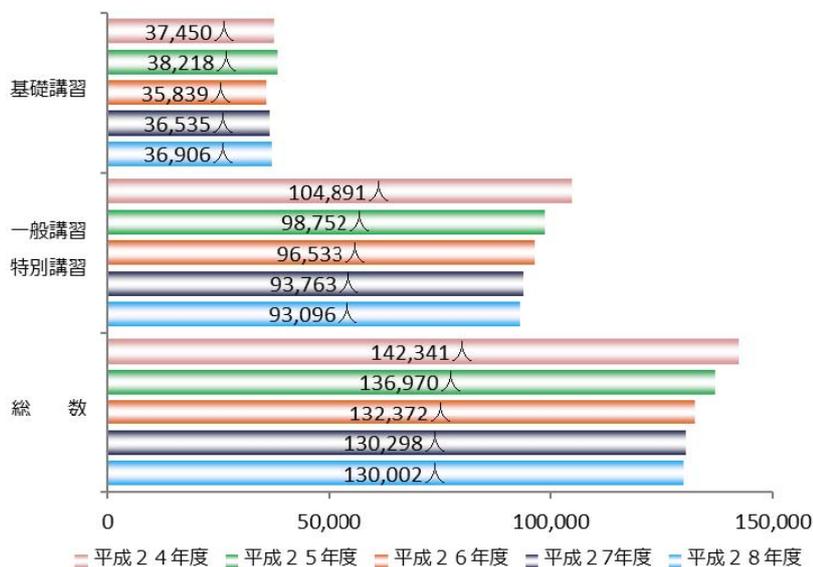
## 当該年度における取組み

### 1) 安全指導業務実績

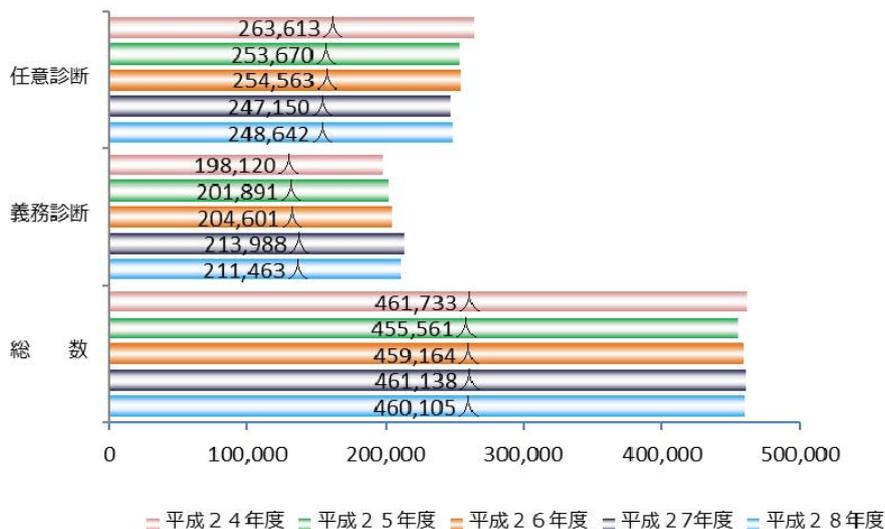
安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者の総数は、130,002人（前年度130,298人）、適性診断受診者の総数は、460,105人（前年度461,138人）となった。

地域によって自動車運送事業者の運行の安全確保に差が生じることのないよう、指導講習の受講及び適性診断の受診の環境整備を図る必要があり、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間参入を進める必要がある。全国50支所において、指導講習開催回数1,036回、適性診断受診端末3,025台配置し、ユニバーサルサービスの確保を図った。

指導講習業務実績（各年度比較）



適性診断業務実績（各年度比較）



## 2) 民間参入希望団体等への認定取得支援

### ① ホームページの改善

安全指導業務への参入を検討している事業者等に、よりわかりやすく情報提供がなされるようホームページの改善を行った。

具体的には、「安全指導業務の概要」や「認定に関するプロセス」、「NASVAが行っている安全指導業務参入のための取組について」を改良し、参入を検討している事業者等が必要であると思われる情報を分かりやすいものとなるよう改善した。

**安全指導業務認定機関並びに参入をお考えの皆様へ**

**安全指導業務の概要等**

**指導講習**

バス、ハイヤー、タクシー、トラックなど自動車運送事業で使用する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う、運行管理者等を対象に「運行管理の業務や関係法令」、「安全の確保に必要な管理手法」などの講習を行い、自動車事故の発生防止に万全を期そうとするものです。国土交通大臣より認定を受け実施します。

指導講習には、以下の基礎講習、一般講習及び特別講習があります。

<b>【基礎講習】</b> 運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする講習
<b>【一般講習】</b> 運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習
<b>【特別講習】</b> 自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習



### ② 新たに参入しようとする団体等に対する『安全指導業務民間参入相談会』の実施

認定取得に必要な要件研修を実施している際に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けることがあったため、平成28年度より要件研修終了後、希望者を募って『安全指導業務民間参入相談会』を開催し、民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った(参加者:12者16名)。



【安全指導業務民間参入相談会の様子】

#### NASVAが行っている安全指導業務(指導講習及び適性診断)参入のための取組について

##### 指導講習業務

###### 1. 第一種講師要件研修の実施

指導講習の実施機関は、指導講習(基礎・一般・特別講習※1)の実施にあたり、必要な講師の選任が認定要件※2に定められており、第一種講師を選任するためには、運行管理者資格者証の交付を受けている方で、かつ、指導講習の実施者※3が実施する研修を修了している方が必須となっております。



###### 2. 講習会テキストの提供

認定要件に定められている講習会実施のため、指導講習の種別ごとにNASVAが作成したテキストを提供しています。



※1 特別講習: 特別講習を実施するためには、第二種講師の資格を有している方を選任する必要があります。

※2 認定要件: 「旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」(平成24年国土交通省告示第458号)及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の実施要領」(平成24年国土交通省告示第459号)をいいます。

※3 指導講習の実施者: 国土交通大臣の認定を受け、指導講習を実施する者(機関)をいいます。

##### 適性診断業務

###### 1. 第一種カウンセラー要件研修の実施

適性診断の実施機関は、適性診断(初任・選任・特定Ⅰ・特定Ⅱ※4)の実施にあたり、カウンセラーが指導及び助言を実施することとされており、そのためのカウンセラー選任が認定要件で定められています。第一種カウンセラーを選任するためには、産業カウンセラー、交通心理士、主任交通心理士又は臨床心理士の資格を有する方が必要です。かつ、適性診断の実施者※5が実施する研修を修了している方が必須となっております。



###### 2. 適性診断システムのソフトウェアの提供

認定要件に定められている適性診断実施のために、NASVAが開発した適性診断システムのソフトウェアを提供しています。



※4 特定診断Ⅱ: 特定診断Ⅱを実施するためには、第二種カウンセラーの資格を有した方の選任が必要となります。

※5 適性診断の実施者: 国土交通大臣の認定を受け、適性診断を実施する者(機関)をいいます。

③ 認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対し、資格要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師資格要件研修：6回開催し、延べ65者122人が参加

【適性診断】

第一種カウンセラー資格要件研修：3回開催し、延べ32者45名が参加



【第一種講師資格要件研修風景】

④ 指導講習テキスト：ナスバネットの提供

指導講習の民間参入団体等に対し、指導講習教材を76者に36,174冊頒布（基礎講習用教材16,888冊、一般講習用教材19,286冊）し、適性診断の民間参入団体については、51者に対し、ナスバネット221台分のアプリケーションを提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



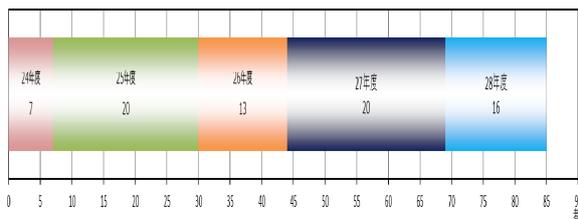
⑤ 民間参入の状況

平成25年度に国が策定した民間参入促進のための工程表（ロードマップ）を踏まえ、前年度に引き続き、民間参入に係る取組方策を各主管支所長に指示するとともに、大規模及び中小規模の業界団体等に対し、NASVAとの協働による参入の提案を続けた結果、2団体が協働により参入したほか、複数の業界団体等がその意向を示している。

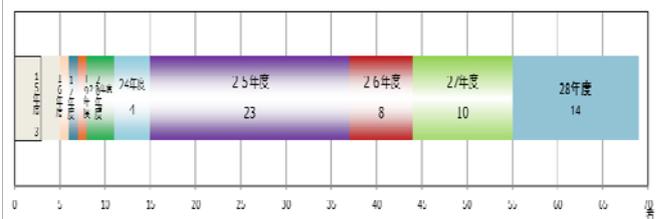
取組みの結果、平成28年度において、指導講習25者、適性診断14者が国土交通省の認定を受けた。

なお、28年度末現在における認定団体の総数は、指導講習85者、適性診断で69者となっている（いずれもNASVAを除く）。

指導講習民間参入の状況（認定件数、NASVAを除く）



適性診断民間参入の状況（認定件数、NASVAを除く）



⑥ 民間参入団体とのカウンセラー研修の実施

国土交通省が「認定要領」にて定めている「カウンセラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同にて実施した。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

札幌主管支所：1事業者3名

仙台主管支所：2事業者4名

新潟主管支所：3事業者4名

東京主管支所：1事業者2名

名古屋主管支所：2事業者3名

大阪主管支所：1事業者1名

高松主管支所：1事業者2名

福岡主管支所：3事業者9名

8主管支所：14事業者28名



【合同カウンセラー教育・訓練の様子】

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 指導講習業務におけるNASVAの実績は、対前年度基礎講習101%、一般講習100%、特別講習85%と微減したものの、民間の実績（テキスト頒布数による推計）が、対前年度基礎講習120%、一般講習153%と大幅に増加（総数で平成26年度13,801人、平成27年度26,663人、平成28年度36,174人）し、NASVAと民間の実績合計では、対前年度基礎講習106%、一般講習106%と前年度を上回る結果となった。
- 適性診断業務についても、NASVAの実績は、対前年度義務診断99%、一般診断101%、民間の実績（ナスバネット測定件数）が、対前年度義務診断126%、一般診断121%と大幅に増加（総数で平成26年度20,803人、平成27年度31,681人、平成28年度39,551人）し、NASVAと民間の実績合計では、対前年度101%と前年度を上回る結果となっている。

NASVAは、全ての認定機関に講習テキストを提供し、ナスバネットのアプリケーションを51者(221台)に提供するとともに、カウンセラーの教育・訓練の実施など支援を行っており、NASVAと民間が協同し、受講・受診の場所、日程など環境の整備に取り組んだ結果、運送事業者の利便性が一層向上され、受講・受診が進み安全の裾野が拡大した。

### 中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。  
あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

### 中期計画

- ② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

### 年度計画

- ② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。  
加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。  
また、指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討します。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成28年度）について、4.0以上とします。

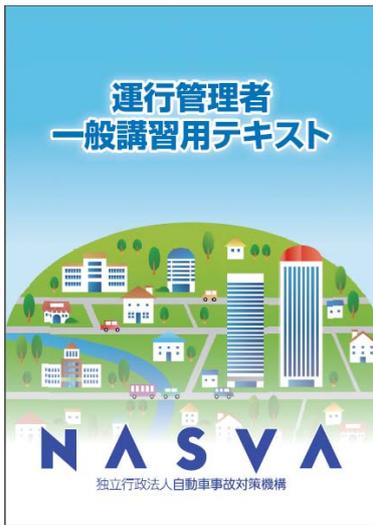
### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 指導講習においては、自動車運送事業に携わる運行管理者等に対し、運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行うこととした。
- 2) 上記の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度（5段階評価）の調査を行い、4.0以上の評価を得ることを目標とした。

### 当該年度における取組み

#### 1) 指導講習教材の改訂等

運行管理者等に最新の情報を提供するため、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け改正された「道路運送法」等の法令改正等を掲載するとともに、交通事故が及ぼす影響について運転者の意識を高めるため、「被害者援護業務」の取組を一般講習テキストに掲載するなどにより連携を推進した。



【一般講習テキストに掲載】

2) 安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

- 調査期間：平成28年11月～平成29年3月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	6,131	7,457	551	5,666	1,000
回収件数	5,923	6,926	551	5,666	407
回収率	96.6%	92.9%	100.0%	100.0%	40.7%

○指導講習受講者の評価度

各種別の講習において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.54	4.43	4.48	4.73

基礎講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.43	4.06	4.40	3.70	4.35	4.32	4.69	4.49	4.49	4.53

## 一般講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.48	4.25	4.57	4.05	4.34	4.39	4.42	4.70	4.44	4.48	4.54

## 特別講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.73	4.58	4.77	4.38	4.65	4.70	4.63	4.90	4.72	4.72	4.85

## ○適性診断受診者の評価度

各種別の診断において、概ね4.0以上の評価を得た。

総合評価度	ナハネットの分かりやすさ	適性診断の確度	診断票記載内容の分かりやすさ	事故防止への有用度	診断結果の活用度（意向）	アドバイザー・カウンセラーの分かりやすさ	職員の対応	
全体	4.38	3.94	4.35	4.26	4.19	4.59	4.32	4.59
一般診断	4.39	4.09	4.32	4.25	4.31	4.57	4.41	4.57
初任診断	4.32	3.89	4.35	4.29	4.02	4.61	4.29	4.59
適齢診断	4.33	3.54	4.42	4.20	4.08	4.58	4.26	4.63
特定診断	4.62	4.04	4.59	4.52	4.50	4.85	4.58	4.86

※一般診断には、カウンセラー付き一般診断を含む。

## ○事業者の評価

各業態において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	バス	ハイタク	トラック
4.34	4.48	4.29	4.27

## その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 韓国においてNASVAと同様に自賠償保険制度に立脚して自動車事故対策を実施している韓国交通安全公団より3名の教授の方々が来訪され、NASVAの業務を視察された。同公団の方々より高齢者運転者対策、運転者教育の現況及び運行管理者に対する教育などの質問を受けるとともに、それに対応する韓国における現況を教示いただくなど、有意義な意見交換等を行った。



### 中期目標

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

### 中期計画

④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。

### 年度計画

④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。

### 年度計画における目標設定の考え方

自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図りつつ、安全マネジメント体制の構築、改善を支援するため、以下の事業を実施することとした。

- ・運輸安全マネジメント評価
- ・安全マネジメントコンサルティング
- ・安全マネジメント等に係る講師派遣
- ・安全マネジメント講習会の開催
- ・安全マネジメント支援ツール講習会の開催
- ・安全マネジメント内部監査講習会の開催
- ・本部において、大規模セミナーの開催

また、関係法令の改正等に応じた適時、適切な情報提供を行うために、講習テキストの改訂等を行うこととした。

## 当該年度における取組み

1) 安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

### ○ 運輸安全マネジメント評価事業

NASVA 運輸安全マネジメント評価事業は、自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているかについて、安全評価員が経営トップをはじめとする経営管理部門に対するインタビュー、文書・記録の確認等を通じて、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスをを行うものである。

#### 【事業者からのコメント】

「自社の安全管理体制を見直す機会となり、今後の安全施策への改善点が明確化できた。」「評価を通じ安全に対する意識の高まりも感じられ、大変有意義であった。」「評価担当者の豊富な知識に基づくアドバイス、他社の優良取組事例の紹介を通じ、自社の安全への取組をさらに進化させることができると思った。」等

#### 【平成28年度実績】

13事業者

### ○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

#### (1) 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを全国の当該事業所（本社、営業所等）で実施した。

コンサルティングでは、NASVA担当者は幾度となく事業者へ足を運び、ヒアリング等を実施することで事業者が抱える問題点等を的確に把握し、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行う。このため、担当者は、当該事業者との日々のコミュニケーションを心がけ、事業者にとって頼れるパートナーとなることを目指している。

#### 【事業者からのコメント】

「経営者・管理者の意識や行動が変わった。」「改善する内容がわかった。」「事故防止活動に活気がでてきた。」等

#### 【平成28年度実績】

21件（バス14件、ハイタク3件、トラック4件）



【コンサルティング実施風景】

#### (2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「運輸安全マネジメントの浸透・定着」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的としたNASVA職員による講師派遣を全国で実施した。

#### 【事業者等からのコメント】

「あらためて安全意識の向上となる気づきを得た。」「管理者の乗務員に対する接し方が理解できた。」「乗務員の運転行動が良い方向に変わるキッカケとなった。」等

#### 【平成28年度実績】

541件

## ○ 安全マネジメント関係講習会

NASVAでは、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的とした「安全マネジメント講習会」を実施している。安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者全般へ「安全マネジメント講習会・安全マネジメント支援ツール講習会・安全マネジメント内部監査講習会」により、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組の普及等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図っている。また、中小事業者に対する運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を目指し、国土交通省から認定を受けた「ガイドライン・リスク管理（基礎）・内部監査（基礎）」の各セミナーを全国において開催した。

### （１）安全マネジメント講習会

平成28年度は、国土交通省から認定を受けたセミナー「ガイドライン」を全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説、中小事業者に対する運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図った。

#### 【経営者等からのコメント】

「早速出来る事から取り組もうとするキッカケになった。」、「小規模の会社でも取り組んでいけるかもしれないと感じた。」、「社内での教育指導に役立てたい。」等

#### 【平成28年度実績】

89回 2,255人



【「ガイドライン」セミナー風景】

### （２）安全マネジメント支援ツール講習会

平成28年度は、国土交通省から認定を受けたセミナー「リスク管理（基礎）」を全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行っている。

#### 【運行管理者等からのコメント】

「実践的な教材で分かりやすかった。」、「グループでの話し合いは、人それぞれいろんな意見が出るため、気付かないことに気付くことができている。」、「ヒヤリ・ハットの集まらない理由、集め方が参考になった。」等

#### 【平成28年度実績】

72回 1,249人



【「リスク管理（基礎）」セミナー風景】

### （３）安全マネジメント内部監査講習会

平成28年度は、国土交通省から認定を受けたセミナー「内部監査（基礎）」を全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった、内部監査を実施するために必要な知識について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行っている。

実務担当者のレベルアップを図り、運輸安全マネジメントがスムーズに機能することを目的としたセミナーである。

【監査担当者等からのコメント】

「まずはやってみようと言われて気が楽になった。」、  
「内部監査員がどうやって本音を引出し、改善ポイントを  
提案するかがとても参考になった。」、「他社の監査事例  
やアイデアを知って自社への応用を考えたい。」等

【平成28年度実績】

64回 944人



「内部監査（基礎）」セミナー風景

○ NASVA安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO 39001の紹介等を主体とした、大規模なセミナーを東京で開催している。

平成28年度のセミナーにおいては、軽井沢スキーバス事故を踏まえた対策や自動車分野における、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、「観光先進国」の実現に向けた取組を国土交通省よりご講演いただいたほか、自動車運送事業者様から安全確保のための具体的な取組の報告等を行い、各自動車運送事業者の運輸安全マネジメントのさらなる浸透に役立てていただいた。

【経営者等からのコメント】

「貴重な学びの機会をいただき、ありがとうございました。」、「単純な安全というテーマだけでなく、様々な視点から安全にアプローチしていた内容で良かった。」、「取組事例報告は具体的な行動が示されておりとても参考になった。」等

『第11回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成28年10月20日（木）

11：30～17：30

会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）

参加者：経営者等1,137人



【セミナー実施風景】

○ その他安全マネジメント関連業務

・ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布

安全マネジメント支援ツール講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。従来から頒布している「KYT-I」、「KYT-II」、「KYT-III」に加え、新たに作成した「KYT-IV」を平成28年度から頒布を開始した。

【平成28年度の頒布実績】

KYT-I 249枚

KYT-II 237枚

KYT-III 448枚

KYT-IV 1,255枚

合 計 2,189枚

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）の日本バス協会からの業務委託  
公益社団法人日本バス協会（以下、「協会」）では、平成23年度から貸切バス事業者安全性評価認定委員会を設立し、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）」を開始し、認定事業者を協会等のHPで公表している。

NASVAでは、評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協会からの要請を受け、制度開始年度よりその要請に対応しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献している。

【これまでの受託実績】

- 平成23年度 157事業者
- 平成24年度 210事業者（一次申請147事業者、二次申請63事業者）
- 平成25年度 189事業者
- 平成26年度 117事業者
- 平成27年度 141事業者
- 平成28年度 196事業者

- 貸切バス適正化コンサルティング事業の各地方バス協会からの業務委託

国土交通省が示した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」において、施策のひとつである「業界団体を中心とした適正化事業（コンサルティング）の導入」については、実施体制が整った地方バス協会から順次、本格導入することとしている。

地方バス協会が適正化コンサルティング事業を実施するにあたり、NASVAへ地方バス協会から巡回指導の委託要請があり、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、巡回指導業務を実施した。

【平成28年度実績】

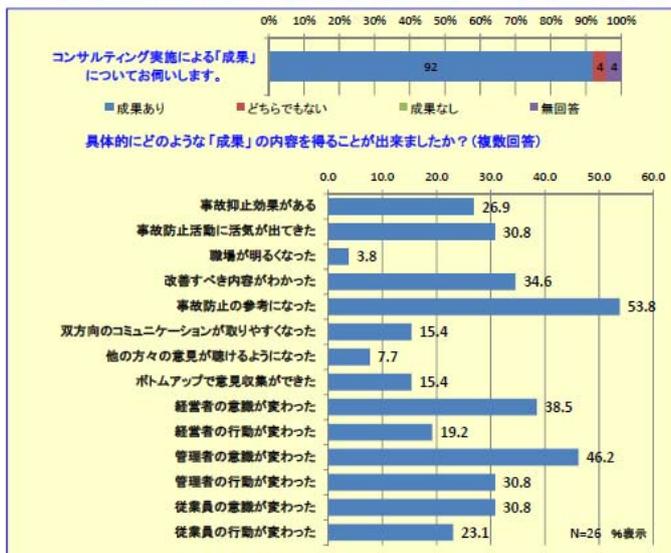
52事業者

**その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

平成27年度に、安全マネジメントコンサルティングを実施した自動車運送事業者にコンサルティング終了後の状況についてアンケートを実施（NASVA調べ）したところ、右図のとおり、約92%の事業者から、事故抑止効果があるなど「成果があり」との回答を受けた。

また、コンサルティングを実施したこととの関連性は明確ではないが、多くの事業者から「重大事故の件数が減った」、「有責事故の件数が減った」等の回答を受けた。

**コンサルティング終了後アンケートのご回答**



### 中期目標

#### ② (略)

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

### 中期計画

- ⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組みを事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。

### 年度計画

- ⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の国内での運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。
- ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。
  - イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣し、意見交換、情報収集等を行います。
  - ウ 道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織により、自動車事故の減少やそれに伴うコスト低減等が図られるよう、認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携し、同規格の的確な運用を図ります。
- ⑥ 道路交通安全マネジメントシステム規格の認証取得により、自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため、我が国において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-R-T-S認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及び定着を図ります。
- ⑦ 道路交通安全マネジメントシステム規格の取組を事業者等に浸透させるため、セミナーやコンサルティング等を実施し、安全マネジメント講習会等の機会を利用しPRを行い、道路交通安全の向上に寄与します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）が国内での確に運用され、道路交通安全の向上に寄与するために以下の活動を実施することとした。
  - ・必要に応じて、国際標準の作成に係る国内審議委員会を開催し、外部有識者等から情報を収集し、国内意見を集約し、国際審議委員会に意見を発議する。
  - ・国際審議委員会に職員を派遣し、我が国におけるISO 39001の取組を発表するとともに、各国での取組など情報を収集する。
  - ・認定機関などISO関連機関と連携を図る。
- 2) 自動車運送事業者等にISO 39001を浸透させるため、以下の取組を通じて普及・広報活動を実施することとした。
  - ・安全マネジメントセミナー、各種業界団体が開催するセミナー及び研修会でISO 39001の概要や取得の効果等を説明する。
  - ・ISO 39001体制構築支援コンサルティング業務を実施する。

## 当該年度における取組み

### 1) ISO 39001 の管理・運用の取組み

#### ① 国際審議委員会への出席

平成28年9月、ISO/TC241 国際審議委員会（以下「国際委員会」という。）ワーキンググループミーティングがWeb で開かれ、NASVA 職員が参加した。

同ワーキンググループミーティングでは、ISO 39001 の普及・促進を目的とした資料の内容を検討するとともに、各国認証機関等と ISO 39001 の普及状況について情報交換を行った。

また、平成28年11月にイギリス（ロンドン）で開催された第10回国際委員会に職員を派遣した。国際委員会では、我が国における ISO 39001 の認証取得状況、取組事例及び認証取得企業様アンケート調査の結果を発表した。

また、各国における認証取得状況（日本144社、スウェーデン117社、マレーシア7社）や安全対策について、参加国で情報共有が図られた。

#### ② 国内審議委員会の開催

平成29年1月、ISO/TC241 国内審議委員会（以下「委員会」という。）が都内で開催された。

委員会事務局であるNASVA は、国内の ISO 39001 の認証取得状況や国際委員会の出席について報告した。

また、国内における ISO 39001 の認証の普及・促進について学識経験者、国土交通省、経済産業省、警察庁など行政機関及び自動車関係団体等から意見を収集した。



【国内審議委員会の状況】

#### ③ ISO 関係機関との連携

マネジメントシステムの認証機関の協議会である「日本マネジメントシステム認証機関協議会」で、NASVA が平成27年度に実施した「ISO 39001 認証取得企業様アンケート調査」の結果について報告した。報告後には、各認証機関と ISO 39001 の普及・啓発について意見交換を実施した。

### 2) ISO 39001 を事業者に普及させる取組み

#### ① ISO 39001 体制構築支援コンサルティングの実施

ISO 39001 の認証取得を希望した自動車運送事業者5社及び引き続き3社に対して ISO 39001 体制構築支援コンサルティング（以下「ISO コンサルティング」という。）を実施した。

ISO コンサルティングでは、ISO 39001 で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスク及び機会の洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法について、経営管理部門及び現場担当者に対してアドバイスした。

また、組織の事業活動が、ISO 39001 の取組に統合されるように道路交通安全マネジメントシステムを構築した。

ISO コンサルティングを通じて、自動車運送事業者の実情を把握し、ISO 39001 の理解と運用上の知見を獲得した。

② ISO 39001 紹介セミナーの開催

自動車運送事業者に対し、平成28年11月から平成29年2月にかけて、東京、名古屋、大阪及び福岡において、「ISO 39001 紹介セミナー」を開催した。

同セミナーでは、NASVA 職員、NASVA の ISO コンサルティングを活用し ISO 39001 の認証を取得した富士運輸株式会社の代表取締役社長 松岡様、ISO 39001 の認証機関である一般財団法人日本品質保証機構の審査員らが講義し、ISO 39001 の概要、認証取得のメリット、ISO 39001 を活用した安全の取組、導入の成功事例、登録審査の内容等を説明した。

参加者のアンケートには、以下の意見があった。

「ISO 39001 について、話をもっと聞きたい」

「ISO 39001 の認証取得を前向きに検討したい」

「ISO 39001 を認証取得している事業者の導入成功事例がとても参考になった」

「安全への意識が高くなり、社内での取組に活用したい」

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (2) 療護施設の設置・運営

### 中期目標

機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。

### 中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム<sup>(注4)</sup>、プライマリーナーシング<sup>(注5)</sup>や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。  
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。  
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。
- ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却<sup>(注6)</sup>者数を95人以上とします。  
(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

### 年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム<sup>(注3)</sup>、プライマリーナーシング<sup>(注4)</sup>、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。  
(注3)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。  
(注4)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期修繕計画を策定します。

また、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。

③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

④ 関東西部地区における新たな委託病床については、患者受入を速やかに開始して適切な治療・看護を行います。

また、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討します。

⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成28年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注5）者数を19人以上とします。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。

さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログラム（注6）の全部又は一部を実施するとともに、技術向上を図ります。

（注5）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

（注6）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。

#### 年度計画における目標設定の考え方

1) 病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等療護センターの基本的な設備・機能の活用により、質の高い治療・看護を実施することとした。

2) 「施設及び設備に関する計画」に基づく高度先進医療機器の整備として、千葉療護センターの陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）及び超音波診断装置更新、東北療護センターの低温プラズマ滅菌装置更新、岡山療護センターの免疫発光測定装置更新及び中部療護センターのFDG合成装置更新を行うとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図ることとした。

3) 療護施設機能一部委託病床において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施することとした。

4) 関東西部地区における新たな委託病床については、患者受入を速やかに開始して、適切な治療・看護を行うこととした。また、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後委託病床の立地等のあり方について検討することとした。

5) 療護施設においては、上記1) から4) までにより治療効果を高め、平成28年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とした。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表することとした。

さらに、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした新看護プログラムについて、療護施設看護の一環として、全部又は一部を実施するとともに技術向上を図ることとした。

#### 当該年度における取組み

1) 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を行った。

2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組みを行った。

○ 以下の各医療機器の整備等を行った。

- ① 千葉療護センターの超音波診断装置を、平成29年1月31日から、陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）を、平成29年3月17日から稼働した。
- ② 中部療護センターのX線撮影装置を、平成28年12月24日から稼働した。
- ③ 東北センターの低温プラズマ滅菌装置を、平成28年11月25日から稼働した。
- ④ 岡山療護センターの免疫発光測定装置を、平成28年12月27日から稼働した。
- ⑤ 中部療護センターのFDG合成装置を、平成29年3月3日から稼働した。

○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第25回日本意識障害学会の場において、大学等との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。

○ 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）※」を用いた治療改善度について、平成29年3月30日に公表した。分析の結果、平成17年6月1日からの11年間に退院した患者並びに平成23年6月1日からの5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。

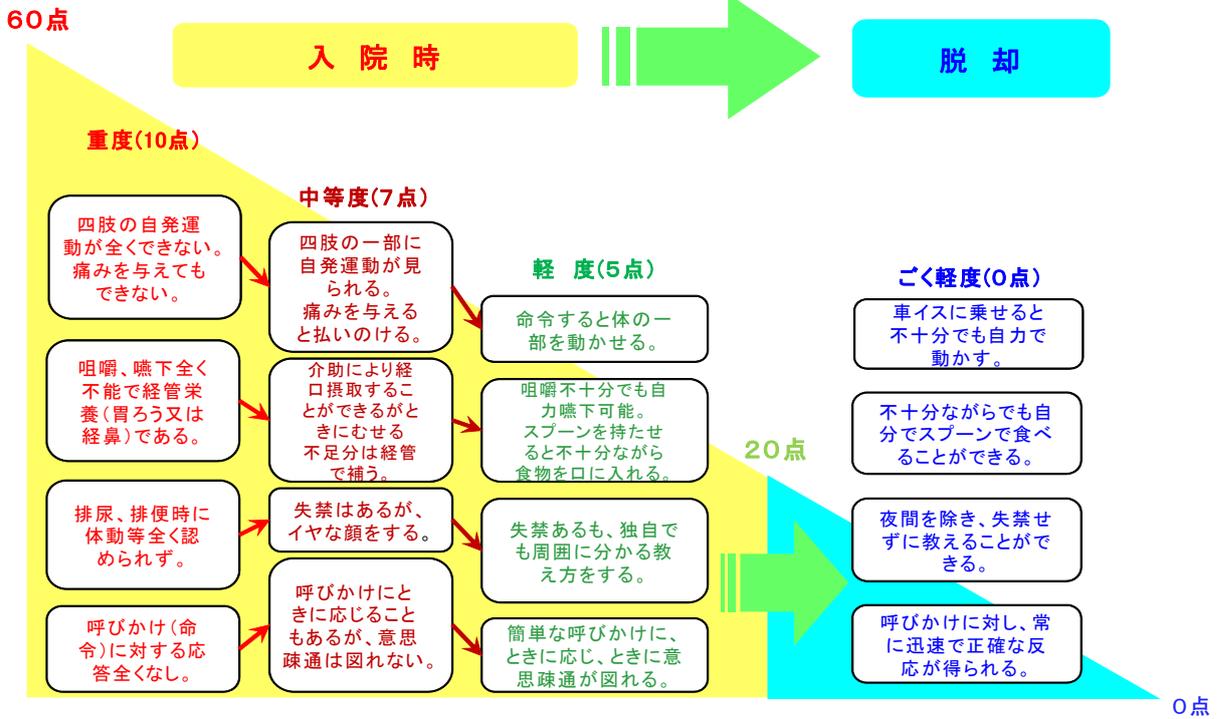
平成23年6月1日から平成28年5月31日までの5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示されている。こうした結果については、過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、NASVA療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成17年度より適用を開始したもの。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

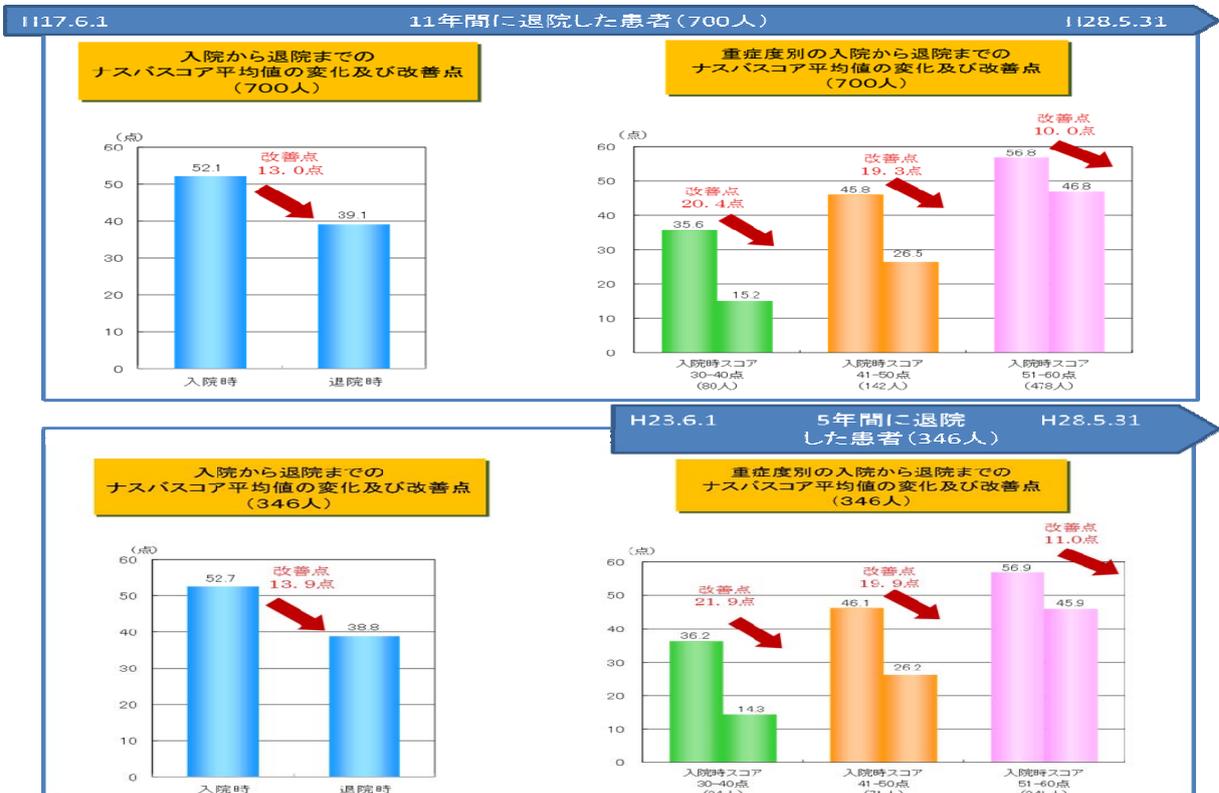
症 状	評 定				ごく軽度 0点
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	
1 運動機能	□四肢の自然運動はなし、痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自然運動はあるが無目的、疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に合目的性のある自発運動がみられる、疼痛刺激を払いのける	□両手に従い体の一部を動かせる	□自力で体位変換が可能、寝いすに寝ると不十分でも自分で動かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □ソウパを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少なラウース、プリンなどの経口摂食の試みが可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメでも嚥下大筋可能で、介助により経口摂取するがときにむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分でもよい □全量、キザな食を全量介助にて摂取可 □スプーンを持かせると口に運ぶ動作あり、又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな感をする。又は体動が多いなどの合図あり	□規則的に排便、排尿をさせることにより、大禁を予防できる □失禁もあるも、周囲にわかる(独自の)教え方をする	□水筒を尿器、失禁を予防できる
4 認知機能	□開眼しても瞳孔反射なし	□開眼し瞳孔反射あり □追視せず、焦点が定まらない	□声をかけた方を追視する □移動するものを追視する □テレビを監視するが、内容を理解していないと思われる	□近視者を判別し、表情の変化がある □呼名に、ときに不確かな返事がある □気に入った物などを見て表情が変わる	□簡単な文字を紙に □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声（つめき声）等あるが発語なし □気切の場合、何らかの口の動きあり	□何らかの発語があるが全く意味不明 □呼名に、ときに不確かな返事がある □気切の場合、呼名に対する口は動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検査の口真似をする	□簡単な聞いかけに言葉で応じることができ □発語の場合、口の動きが聞いかけの反応に合っている
6 コレラ食の理解	□呼びかけ(命令)に対する動き全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの何らかの反応あり	□呼びかけにときに応じることもあるが、意思疎通は認められない	□簡単な呼びかけに、ときに応じ、ときに意思疎通が認められる	□呼びかけに対し、特に意識で正確な反応が得られる

脱却までの推移



ナスバスコア改善状況(重症度別)

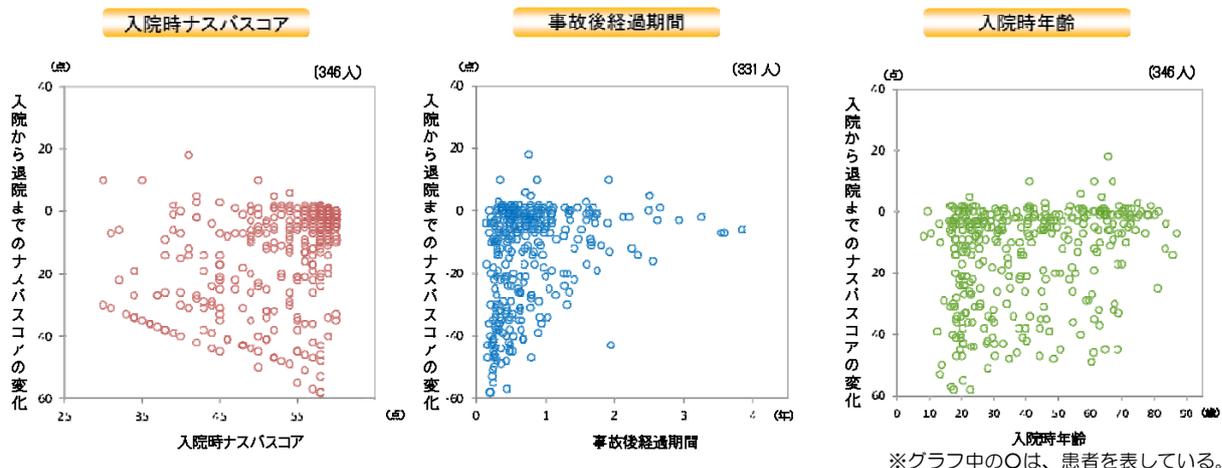
入院時スコア別のスコア平均の変化(入院から退院まで)



※退院患者数が未だ少ない泉大津市立病院及び湘南東部総合病院を除く6療護施設の数字。

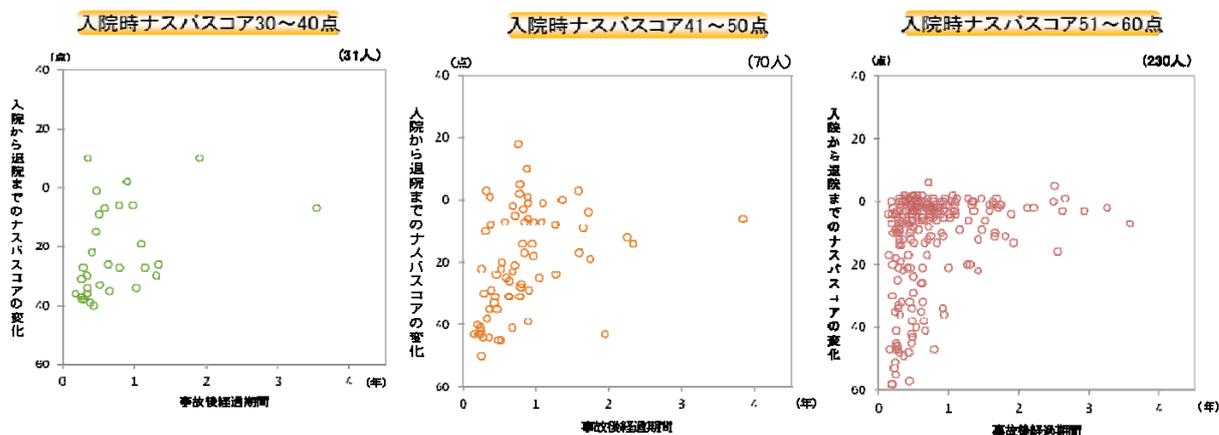
スコアの変化と各種要因との関連（平成23年6月1日から平成28年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時年齢が若いほど改善が良好であること」が示されている。



スコアの変化と事故後経過期間との関連（平成23年6月1日から平成28年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を見ると、「いずれのグループにおいても、事故後経過期間が短い場合には改善が良い」「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。

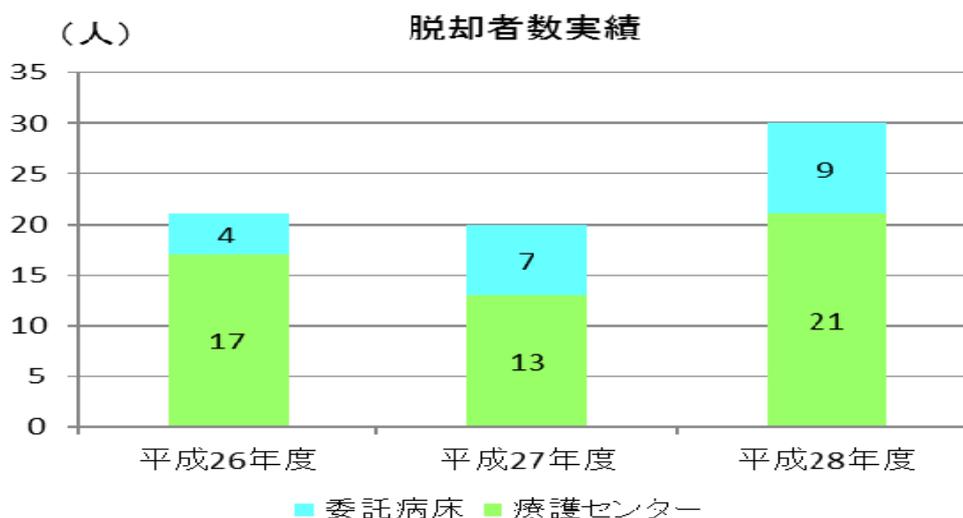


※グラフ中の○は、患者を表している。

3) 老朽化してきた療護センターの施設について、計画的な修繕を行うため中長期修繕計画の策定を行うこととし、平成28年度については、東北療護センター及び中部療護センターの計画を策定した。

4) 療護施設機能一部委託病床では、6月及び11月に療護センター長等会議及び事務担当者会議、7月及び1月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、9月に看護部長等連絡会議、10月にリハビリ担当者連絡会議を行い、病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。

- 5) 関東西部地区の湘南東部総合病院（神奈川県茅ヶ崎市）については、平成28年5月から入院患者の受入を開始した。また、自動車事故による遷延性意識障害者のための回復に向けた治療・看護・リハビリテーションに係る調査・研究を行うとともに、脳神経外科医等の医療スタッフの人材育成支援を目的とする「一貫症例研究型委託病床」について、次年度の公募に向け、委託基準等の策定を行った。
- 6) 療護施設においては、上記1)、2)及び4)により治療効果を高めた結果、平成28年度における脱却者数については、年度計画数を19人超える30人となった。



- 7) 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、全部又は一部を実施してきた療護看護プログラム（新看護プログラム）について、より一層の定着に向け、日本ヒューマン・ナーシング研究会及び日本脳神経看護研究会の行う、「意識障害・寝たきり（廃用症候群）患者の生活行動回復看護（NICD）研修」に、各療護施設から看護師を派遣することにより、技術向上を図るとともに、平成27年度に策定した療護看護プログラムの教育用マニュアルに基づく看護師の教育を推進した。
- 8) 東北療護センターで導入しているロボットスーツHALについては、病床を委託している中村記念病院においてもリハビリで活用している。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 中期目標

- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

### 中期計画

- ⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー<sup>(注7)</sup>等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

(注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

### 年度計画

- ⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用してもらう観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院・入所施設を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。
- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー<sup>(注7)</sup>、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行います。  
また、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行います。  
(注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。
- ⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的受入を図ります。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 公平な治療機会を確保するため、病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対し療護施設の確実かつ効果的な周知を行うこととした。

また、被害者と直接の接点を持つ損害保険会社の支払い担当部署に対し、協力依頼の働きかけを行うこととした。

- 2) 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うこととした。また、療護センターの治療・看護技術を普及し、短期入院協力病院の利用を促進するため、看護師等に対する研修を実施することとした。

さらに、連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究を更に推進するとともに知見等の普及促進を図ることとした。

- 3) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーや看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行うこととした。
- 4) 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的受入を図ることとした。

### 当該年度における取組み

- 1) 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を行った。特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。

また、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部署に対し、被害者への周知について協力依頼を行った。

- 2) 7月22・23日に香川県高松市で開催された第25回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、28件の学会発表を行った。(千葉療護センター5件、東北療護センター7件、岡山療護センター4件及び中部療護センター12件(うち2件は連携大学院との共同研究))また、9月29～10月1日に福岡県福岡市で開催された日本脳神経外科学会第75回学術総会で、6件(千葉療護センター2件、中部療護センター4件)の学会発表を行った。以上により、34件の学会発表を行った。

療護センター別、分野別の学会発表件数

(単位:件)

		千葉療護センター	東北療護センター	岡山療護センター	中部療護センター	合計
日本意識障害学会	医師	2		1	2	4
	看護師	1	2		3	7
	検査技師			1	1	2
	療法士	2	4	1	5	12
	その他		1	1	1	3
	計	5	7	4	12	28
日本脳神経外科学会	医師	2			4	6
	その他					0
	計	2	0	0	4	6
合計	医師	4		1	6	10
	看護師	1	2	1	3	7
	検査技師			1	1	2
	療法士	2	4	1	5	12
	その他		1	1	1	3
	計	7	7	4	16	34

※その他は、鍼灸師、栄養士及び薬剤師

- 3) 短期入院協力病院及び短期入所協力施設の看護師等への研修として、千葉療護センターにおいて4病院7人、東北療護センターにおいて4病院6人、岡山療護センターにおいて10病院1施設18人、中部療護センターにおいて3病院1施設6人、合計21病院2施設37人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院及び短期入所協力施設に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入院の流れ、入退院の方法</li> <li>1日の患者プログラム</li> <li>看護計画、看護記録の作成方法</li> <li>看護情報の収集と活用</li> </ul>
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔ケア、清潔ケアの仕方</li> <li>食事、排泄、体位変換の仕方、検温等</li> <li>介護器具、補助具等の使い方</li> <li>入浴の仕方</li> </ul>
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護者へのアドバイス</li> <li>負担の軽減方法、医療者との連携など</li> <li>家族のニーズの把握</li> </ul>

- 4) 中部療護センターに開設した「連携大学院※」については、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人、26年度1人、28年度1人の合計7人が入学し、28年度までに1人が修了。28年7月に開催された第25回日本意識障害学会の場において、研究成果の発表を行った。

※ 「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが10,509件（対前年度比1.7%減）の相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。

なお、退院後の患者家族による介護に関することについては、メディカルソーシャルワーカーや看護師等の持つケア知識、ノウハウ等のアドバイスを受け、情報提供を行っている。

また、患者家族に対し、よりきめ細やかに対応するため、各療護センターにおけるメディカルソーシャルワーカーの体制を強化した。さらに、機関誌「ほほえみ」に、新たに病床を委託した湘南東部総合病院の紹介記事を掲載した（平成28年夏号）。

- 6) 療護センターにおける短期入院については、千葉療護センター及び東北療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載する等、利用者利便に配慮した積極的な受入を図った。

## その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### (3) 介護料の支給等

#### 中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。  
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

#### 中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。  
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。
- ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

#### 年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。  
また、交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）における「自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」という趣旨を踏まえ、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。  
併せて、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。
- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を積極的に行います。  
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。

さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組及び利用前から利用後までのフォローアップを実施します。

加えて、上記活動を通し、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握、安否確認の実施及び防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努めます。

加えて、上記活動を通し、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させます。

また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。

併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成28年度）を、4.0以上とします。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

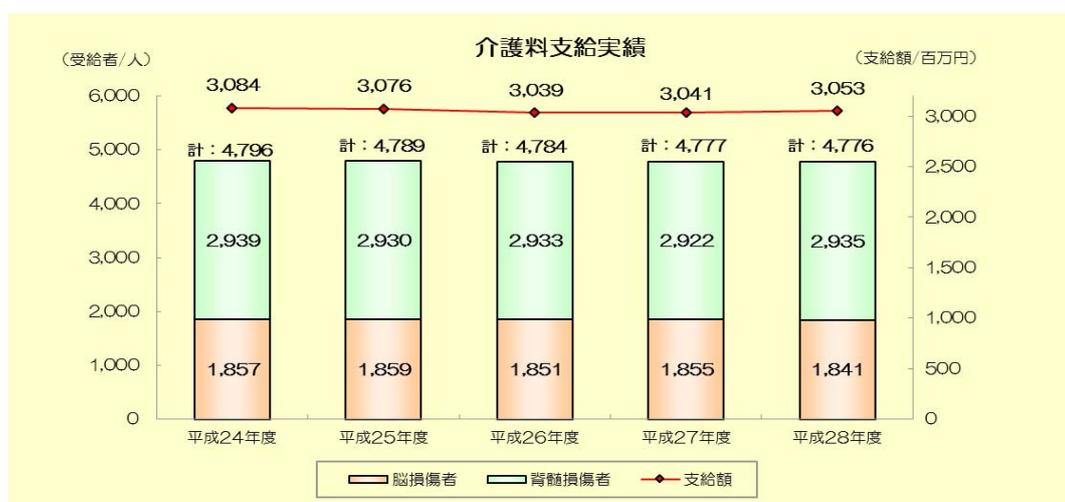
- 1) 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。また、平成27年2月13日に閣議決定された交通政策基本計画における「自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」という趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族に対する訪問支援を充実・強化することとした。
- 2) 受給者等に対して行う訪問支援を、各主管支所・支所において計画的に実施することにより、受給者等の状況及び要望を把握するとともに、訪問支援結果の整理分析及び共有並びに療護施設や被害者団体等との連携を通じて、効果的な訪問支援の推進及び支援内容の充実を図ることとした。
- 3) 重度後遺障害者の協力病院等への短期入院及び協力施設等への短期入所に係る助成を積極的に行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 4) 国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で実施し、短期入院・入所助成制度の利用促進と円滑な運用を図ることとした。さらに、協力病院等での交流会の開催等を通じて、担当窓口や利用者との連絡を取り、受入環境を把握した上で受給者等に情報提供し、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うとともに、利用前から利用後までの協力病院等及び受給者等へのフォローアップを行うこととした。加えて、これらの活動を通して、協力病院等の実情や受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な利用促進に努めることとした。

- 5) 交流会の開催や機関誌の活用等により、受給者等同士がお互いに情報交換できる場を提供するとともに、療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体との連携を図ることにより、協力病院等の施設情報や防災情報等を提供したり、災害時の安否確認を実施するなど、ニーズに即した支援の充実に努めることとした。また、受給者等のニーズを的確に把握するため、主管支所・支所単位で関係被害者団体等との交流を進めることとした。
- 6) 訪問支援を実施する職員の資質向上のため、被害者援護業務に関する知識等を習得させる研修を実施することとした。また、療護施設の看護師及びメディカルソーシャルワーカー等の協力を得て、介護実技を含む長期間の専門研修を実施することにより、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させることとした。さらに、事故対策事業推進員の配置の見直しにより、大規模支所等への配置を進めることとした。
- 7) 受給者等に対する5段階評価の調査を行い、介護支援効果に関する評価度について4.0以上を目標とした。

## 当該年度における取組み

### 1) 介護料の支給

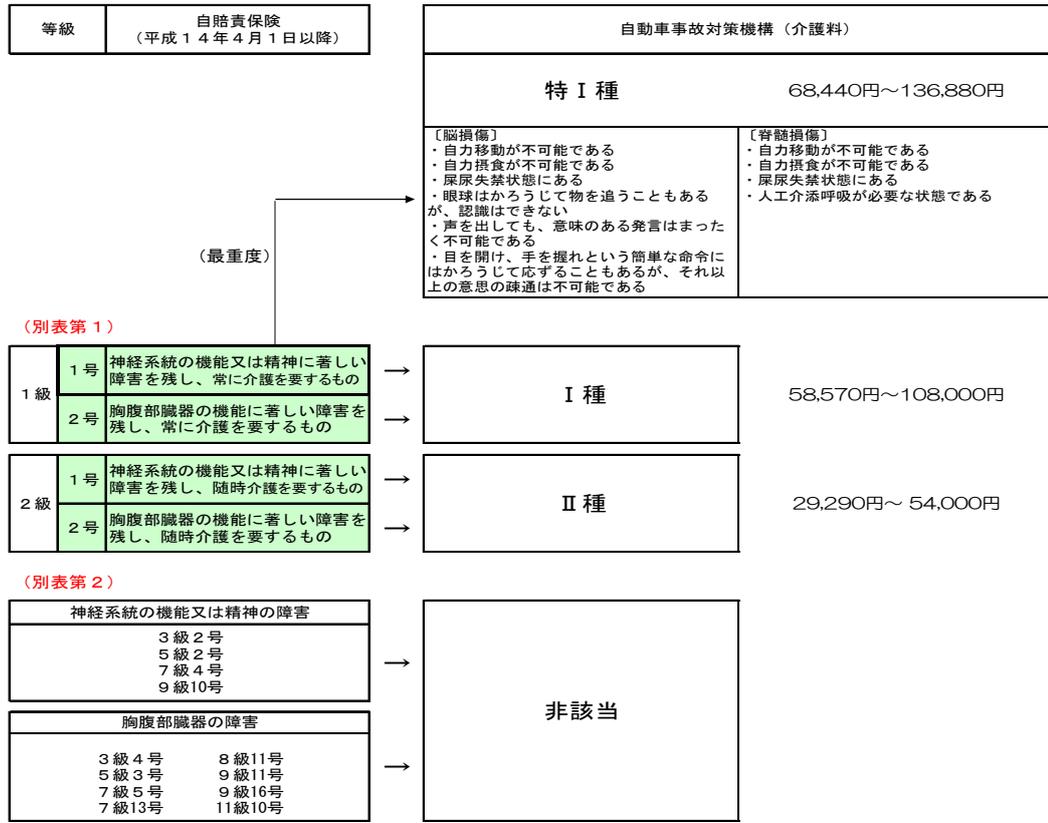
障害の程度、介護の状況等に応じ4,776人に対し、介護料30億5,290万円を支給した。



### 介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」と認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

## 自賠償保険とNASVA介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

## 2) 訪問支援の充実・強化

受給者の自宅等を訪問し、介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者等の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用したほか、訪問支援システムを利用して訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に行うとともに、平成28年度から訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新することが可能となるモバイル端末を導入し、受給者等への情報発信を充実させるなど、本部・全支所において被害者援護業務の実施体制を強化したこと等により、前年度末介護料受給資格者4,648人に対する訪問支援の実施割合は、年度計画の60%を大幅に上回り、66.3%（3,083人）となった。

また、訪問支援結果については、療護施設、協力病院等や被害者団体等との意見交換等の場においても活用し、より効果的な訪問支援の推進を図った。

### 【訪問後の受給者等の感想】

- ・話すことができ心が軽くなった。家族等に直接会って話を聞くことや情報提供する仕組みは、大変有意義。
- ・介護料制度のことを直接教えてもらえて良かった。
- ・近くに来たときは、いつでも訪問してください。色々な情報を教えて頂けるのはありがたい。



### 3) 被害者援護業務の一層の周知のための取組

#### ①一般社団法人日本損害保険協会及び全国共済農業協同組合連合会を通じた周知活動

一般社団法人日本損害保険協会及び全国共済農業協同組合連合会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施した。その結果、両団体から被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。

#### ②一般社団法人日本福祉用具供給協会等を通じた周知活動

介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力により、平成28年10月12日から14日の間に東京で開催された国際福祉機器展における同協会のブース内に、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知を図るためパンフレットを設置した。

また、交通事故の被害者と接する機会が多い車椅子メーカーに対して、NASVAの被害者援護業務について理解と協力を求めることが効果的な制度の周知・広報につながることから、国内の大手車椅子メーカーに対して、NASVAの被害者援護業務の広報を行うとともに周知について協力を得られるよう依頼した。

### 4) 短期入院・入所費用に係る助成

受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所について、対前年度83人増の1,265人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として約6,994万円の費用を助成した。



### 5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行った。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者等の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等を把握し、得た詳細情報を、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内し、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等と協力病院等に対する利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

さらに、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会（国土交通省主催）により、受給者等のニーズを踏まえた協力病院等の利用促進、必要な人に必要な情報が行き届く効果的な制度の周知方法等についての検討を行った。

#### 【意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院等からの報告）

- 他の医療機関から紹介があり、NASVA介護料受給者であったことから短期入院の受け入れを行ったことがあった。関係機関と連携を強めていくことが大切であると感じている。
- 初めて利用していただいた方から、短期入院後に「次回も利用したい」との声をいただいた。入院中に行ったりハビリにより家族も希望が持てた様子であった。

（協力病院等からの意見等）

- 利用促進を図るためには、受給者に病院・施設のことを理解してもらうことが重要だと考える。NASVAから受給者に対して病院・施設のパンフレット等を配っていただけませんか。

（被害者団体からの意見等）

- 利用者にとって短期入院・入所制度は大変ありがたい制度である。
- 利用者及びその家族からの要望は色々あり、関係者間で事前に十分なすり合わせを行っていただくことが大切である。



〔意見交換会の様子〕

## 6) 受給者等の交流会の開催等

同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場を設けて、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を、全国48支所で延べ56回開催した。

また、交流会の場において、療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て、災害対策キットの講習会や成年後見人制度に関する勉強会等を開催したり、機関誌「ほほえみ」の活用等により、受給者等の活動をご紹介したり、療護施設、協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供を行うとともに、訪問支援実施の際に受給者等の災害時の安否確認のための緊急連絡先の把握を行うなど、ニーズに即した支援の充実を図った。

### 【安否確認の実施】

- ・熊本地震（平成28年4月）に関し、熊本県の受給者に対して安否確認を実施した。
- ・北海道豪雨（平成28年8月～9月）に関し、北海道の受給者に対して安否確認を実施した。
- ・鳥取県中部地震（平成28年10月）に関し、鳥取県の受給者に対して安否確認を実施した。
- ・福島県沖地震（平成28年11月）に関し、宮城県・福島県の沿岸部の受給者に対して安否確認を実施した。



〔交流会の様子〕

## 7) コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施

被害者援護担当職員の資質向上のため、自賠償保険制度や被害者援護に係る各業務の実務内容に関する研修を実施した。また、被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーターを養成するため、前記の講義のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、更に療護センターにおいて8日間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施した。

- ・ 援護担当者研修（於本部）：平成28年5月25日～5月27日 24人
- ・ コーディネーター養成研修（於本部・千葉療護・岡山療護）：
  - 【座学】平成28年6月13日～6月14日（本部） 11人
  - 【実技】平成28年6月15日～6月24日（千葉療護） 5人
  - 平成28年10月12日～10月21日（岡山療護） 5人



〔コーディネーター養成研修の様子〕

コーディネーターの配置については、平成23年度から24年度にかけて全国9主管支所に配置するとともに、平成25年度から26年度にかけて東京・名古屋・大阪の各主管支所に1名ずつ増員し、体制強化を図った。（コーディネーターは、研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援率及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。）

また、平成28年度から埼玉支所に介護料業務を行う事故対策事業推進員を配置した。

#### 8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.46の評価を得た。アンケート調査では、以下の項目について調査し、全ての項目において4.4を上回った。そのなかでも「機関誌「ほほえみ」の紙面の見やすさ」の項目については、一番高い評価が得られた。これは、紙面の作成にあたり、レイアウトや文字の大きさに配慮し、わかりやすい表現を心がけたことによるものと推測される。

##### 【調査項目】

- ・ 在宅介護相談員の電話相談の対応内容（4.48）
- ・ 訪問支援を受けたときの対応（4.47）
- ・ 機関誌「ほほえみ」の紙面の分かりやすさ（4.49）
- ・ 介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.41）

##### 【調査の概要】

- ・ 調査期間：平成29年2月
- ・ 調査対象：平成28年12月末現在の介護料受給者の家族
- ・ 調査数：4,628世帯
- ・ 回収数：2,546件（回収率：55.0%）

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

#### (4) 交通遺児等への生活資金の貸付

##### 中期目標

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

##### 中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。  
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

##### 年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。  
また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、子供を主体とした自然教室等による友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に実施するなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成28年度）について、4.0以上とします。

#### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 交通遺児家族等同士の交流を促進するため、子どもを主体とした自然教室や友の会の集い及び交流会の効果的な実施を図るなど交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化することとした。
- 3) 上記の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上を目標とした。

#### 当該年度における取組み

- 1) 交通遺児等166人に対し、38百万円の無利子貸付けを行った。  
うち、新規貸付については、対前年度15人減の8人に対し行った。



2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を行った。

「友の会の集い」

- 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全国49支所において、762人が参加した。

「保護者交流会」

- 保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ113回実施した。



【友の会の集い】



【保護者交流会】

「子どものみの集い（自然教室）」

- 親と離れ自然にふれ合う環境において集団生活を経験することで、自立心の向上や仲間と協力する大切さを学ぶ「子どものみの集い」を実施した。



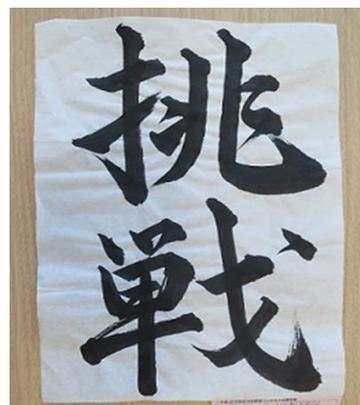
「友の会だより」

- 機関誌を年4回発行し、全国の友の会活動の様子や会員の励みに繋がる記事及び他の機関が実施する支援制度など有益な情報を掲載し友の会会員へ配布した。



### 「友の会コンテスト」

- 交通遺児等による創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している「友の会コンテスト」について、平成28年度は「書道コンテスト」を実施し、応募総数404作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所、支所において表彰式を開催した。



(平成28年度 友の会書道コンテスト：【最優秀賞作品】『挑戦』)

### 「企業等による支援」

- 企業・団体からの招待により、16社等の主催イベントに、友の会会員718人が参加した。

〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕



【コスモ石油主催の「わくわく探検隊」】



【(公社)日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】



【マツダ㈱主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】

3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

交通遺児友の会会員に対するアンケート調査(5段階評価)の結果、目標値の4.0を上回る4.64の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.0を上回った。

【調査項目】

- 友の会だより(会報)に掲載の記事・情報(4.53)
- 友の会コンテスト(写真)の全体的な満足度(4.50)
- 友の会の集い(旅行会)の全体的な満足度(4.73)
- 保護者交流会の全体的な満足度(4.74)
- 被害者援護員の相談対応、受付時間、相談方法等(4.73)

【調査の概要】

- 調査期間：平成29年2月
- 調査対象：交通遺児友の会会員世帯(1,000世帯)
- 回収数：330通(回収率：33.0%)

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

### 中期目標

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

### 中期計画

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。

さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。

### 年度計画

- ① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行うとともに、地方公共団体、病院等に情報案内サービスの周知を行うほか、他の機関の主催する会議等に積極的に参加し、機構の各種援護制度の周知に努めます。  
また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。
- ② 平成27年度に創設した被害者援護員について、これまで家庭相談員が行っていた交通遺児等に対する相談業務のほか、平成27年度に業務に追加した訪問支援についても適切に業務が行えるように研修を行う等、訪問支援体制の強化・充実に努めます。
- ③ 本部及び主管支所の在宅介護相談窓口において、受給者等への相談支援を実施するとともに、関係支所との支援結果の共有や必要に応じた被害者団体との連携により、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実に努めます。
- ④ 協力病院等や防災関係など受給者等のニーズに係る情報、被害者援護業務に係る各種情報及び介護者なき後に備えるための情報等について、機関誌、ホームページ等を積極的に活用し、効果的に提供します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車事故被害者に対する情報案内サービス「NASVA交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）」の利用向上のため、積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。
- 2) 交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれている家庭相談員について、訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせ、相談対応等の資質向上のための研修を行うこととした。
- 3) 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、受給者等に対する相談支援を実施し、当該情報を関係支所と共有することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実に努めることとした。
- 4) 「介護者亡き後に備えるための情報」をホームページ上で提供するとともに、協力病院等の情報、防災関係情報等受給者等のニーズに応える情報及び被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等を積極的に活用して発信することとした。

**当該年度における取組み**

1) ホットライン利用向上のための取組み

○ ホットライン利用向上のため、例年、損害保険会社、都道府県警察、市町村等に対しリーフレットの配布や各支所において周知活動を行っているところであるが、昨年度に引き続き以下の取組みを実施した結果、ホットラインの利用実績は受付件数2,309件、相談窓口紹介件数は4,196件であった。

- ・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成の上、以下をはじめとする集客イベントの場で配布した。
  - NASVA ガラリー-IN東京
  - 交通安全。アクション2016
  - 警察庁主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム（名古屋）」
  - 警察庁等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム」

また、ホットラインが実施するアウトバウンド業務※により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知活動を行った。

※コールセンター事業者を利用した周知活動をいう。



チラシ (表)

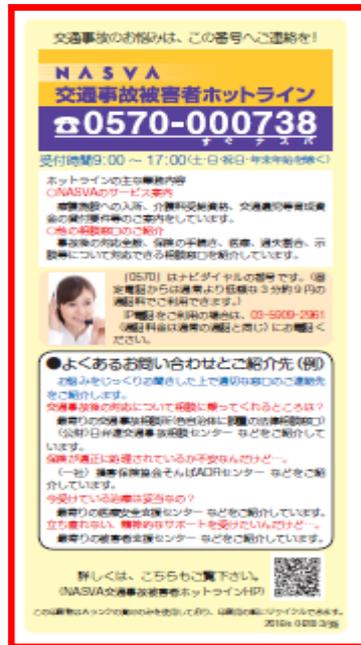


チラシ (裏)



マグネットシール

- ・「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載するなどして、全国に支所を有する体制を活用し、各現場を通じて各関係機関に対し周知を行った。



リーフレット ※ がホットライン紹介ページ

- 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の研修を実施した。
  - ・ホットラインオペレーターに相談の際の情報提供先の一つである（一社）自賠償保険・共済紛争処理機構を訪問してもらい、紛争処理機構の相談窓口担当者から講義を聴き、その後、質疑応答を行うことで理解を深めた。
  - ・NASVAの被害者支援制度についての的確な案内ができるように本部担当者より、支援制度に関する講義を行い、理解を深めた。

○ ホットラインの利用実績

受付件数 2,309件  
 相談窓口紹介件数 4,196件

※複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。

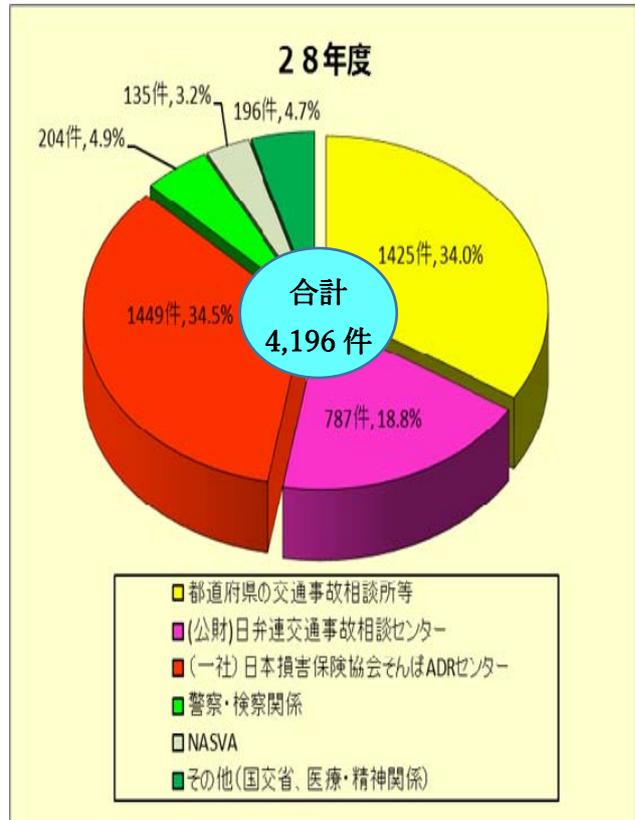
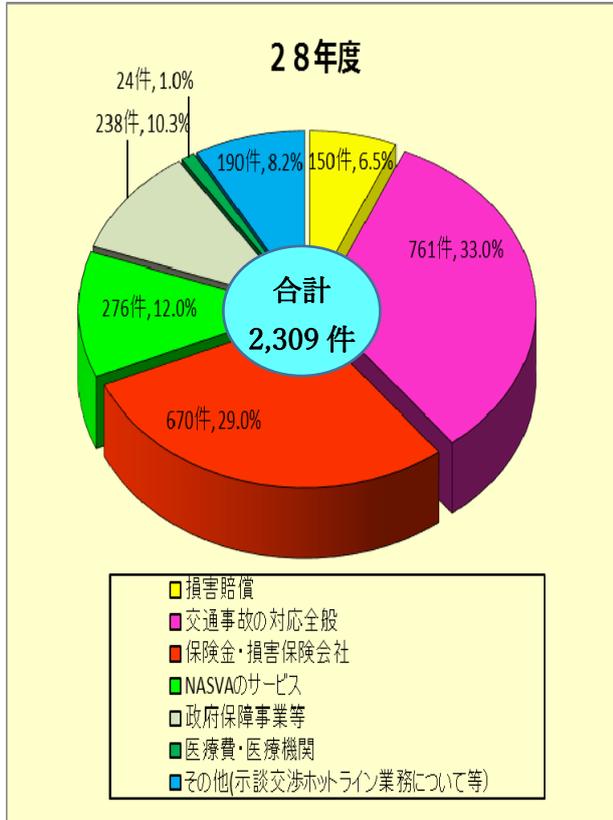


**【相談者からの問い合わせ内容】**

「損害賠償」、「交通事故の対応全般」及び「保険金・損害保険会社」に関する問い合わせが7割弱

**【紹介した相談窓口】**

「都道府県の交通事故相談所等」、「(公財)日弁連交通事故相談センター」及び「(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター」の紹介が9割弱



2) 被害者援護員(旧：家庭相談員)に対する研修

家庭相談員からシフトした被害者援護員が適切な対応を行うため各主管支所において、管内の援護員に相談業務等に必要な知識の付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、NASVA被害者支援制度の周知策について研修を行った。

3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

各主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員によって、療護施設と連携し、1,613件の相談に対応して、介護に関する知識・技術の提供等を行った。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」に関するものだった。

また、相談内容に応じて、地域の被害者団体を紹介する等、被害者団体との連携した取組を実施した。

#### 4) 被害者援護に係る各種情報発信

機関誌「ほほえみ」を年4回発行し、介護料受給者や被害者団体に配布した。特集記事として、関東で新たに開設されたナスバの委託病床である湘南東部総合病院の受入れ開始の紹介や自然災害等に備える防災情報の紹介等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。

また、国土交通省と連携し、NASVAホームページ内に介護者亡き後問題に関する情報を新たな情報を追加して掲載した。

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

##### ○市原刑務所における「被害者視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

平成27年度から引き続き、被害者の中でも「重度後遺障害者」の方の視点を取り入れた教育が実施され、ナスバが講師として計3回講義を実施した。

受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、ナスバは安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を行うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。

##### 【実施日】

- ・第1回 平成28年6月8日
- ・第2回 平成28年9月15日
- ・第3回 平成29年2月2日

##### 【プログラム】（年3回実施：全課程12回）

- ・被害者の視点を学習する講義(第1回)
- ・命の尊さの認識(第2回)
- ・被害者の実情の理解(第3～7回) ※第5～7回をナスバが担当
- ・罪の重さの認識(第8回)
- ・謝罪及び弁償についての責任の自覚(第9回)
- ・具体的な謝罪方法(第10～11回)
- ・加害を繰り返さないために(第12回)



講義の様子

## (6) 自動車アセスメント情報提供業務

### 中期目標

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。
- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

### 中期計画

- ① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。
- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。  
これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

### 年度計画

自動車アセスメント情報提供業務について、内容の一層の充実を図るべく、国土交通省告示及び自動車アセスメント評価検討会（以下「検討会」という。）の方針に基づき、以下の取組を確実に実施します。

- ① 国土交通省告示に定められた自動車アセスメントの評価について、平成28年度から新たに実施する衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の性能評価も含めて、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報の提供・環境の整備を図ります。
- ② 自動車アセスメントの評価結果、自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。  
ア 自動車アセスメント評価結果等を掲載したより安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を、自動車アセスメントの評価結果と合わせて作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにする。  
イ ホームページにおける自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、自動車ユーザーが分かりやすく利用しやすい形で提供できるようにするとともに、評価結果の入力方法を改善することにより、誤掲載のリスクの削減、効率化等を図る。  
ウ 被害者援護業務等との連携も図りながら、広報イベントを開催することにより、自動車

アセスメントの認知度を向上し、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにする。

- ③以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（28年度）について、4.0以上とします。

## 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車等の安全性能についての情報提供によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発を促進する自動車アセスメント事業について、着実に推進できるように、国交省の検討会で定めた試験・評価方法に基づき、公正かつ効率的に自動車等の評価を実施することとした。

また、安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種の評価指標を旧車種のものと比較することにより、その効果を確認することとした。

- 2) ユーザーに対して、自動車等の安全性能に関する情報を利用しやすく、わかりやすい形で提供するため、広報の方法の改善など、様々な取組を行うこととした。

また、ホームページへのアクセス数を確認することにより、ホームページでの広報の方法の改善に関する効果を確認した。

さらに、ユーザーの満足度を確認するため、自動車アセスメントに係る活動についてのアンケートを実施することとした。

## 当該年度における取組み

### 1) 自動車アセスメントにおける評価の状況

#### (1) 衝突安全性能評価

衝突時の安全性能については、平成26年度に引き続き、乗員保護性能試験、歩行者保護性能試験及び座席ベルトの非着用時警報装置評価試験の各々の評価結果について、事故実態を踏まえた重みづけを行い、5段階評価（★の数によるもの）とする総合評価を実施した。

また、後席シートベルトの使用性評価及びブレーキ性能評価も実施した。

乗員保護性能評価		歩行者保護性能評価	
	<b>【フルラップ前面衝突試験】</b> ・試験速度：55km/h ・ダミー：運転席及び助手席に搭載 ○頭部、胸部等の傷害値を評価		<b>【頭部保護試験】</b> ・試験速度：40m/h （衝突50km/h時を想定） ・大人、子供用のインパクタを使用 ○頭部傷害値を評価
	<b>【オフセット前面衝突試験】</b> ・試験速度：64km/h （衝突55km/h時を想定） ・ダミー：運転席及び後席に搭載 ○頭部、胸部等の傷害値を評価		<b>【脚部保護試験】</b> ・試験速度：40km/h ・脚部インパクタ(FLEXタイプ)を使用 ○膝部、脛部の傷害値を評価
	<b>【側面衝突試験】</b> ・試験速度：55km/h ・台車質量：950kg ・ダミー：運転席又は助手席に搭載 ○胸部、頭部の傷害値を評価	<b>シートベルトの着用警報装置評価</b> ・助手席・後席の警報の種類、開始時期、持続時間、確認位置について評価	
	<b>【後面衝突頭部保護性能試験】</b> ・試験速度：(Δv)20.0km/h （衝突36km/h時を想定） ・ダミー：運転席又は助手席に搭載 ○むち打ち傷害等を評価		

は、感電保護性能評価試験に適合した表示

(2) 予防安全性能評価

予防安全性能については、平成 26 年度から実施している衝突被害軽減制動制御装置（衝突被害軽減ブレーキ）[対車両]性能試験及び車線逸脱警報装置性能試験、平成 27 年度から開始した後方視界情報提供装置性能試験、更に平成 28 年度には、衝突被害軽減ブレーキ[対歩行者]性能試験が追加され、各々の評価結果について、事故実態を踏まえた得点による 2 段階の総合評価（得点に応じて「ASV+」または「ASV++」を付与するもの）を実施した。



(3) 平成 28 年度自動車アセスメント試験車種(機種)数

カテゴリー	平成 28 年度試験車種（機種）数		
衝突安全性能評価	軽自動車	2 車種	合計 11 車種
	乗用車	9 車種	
予防安全性能評価	軽自動車	5 車種	合計 22 車種
	乗用車	17 車種	
チャイルドシート安全性能評価	乳児・幼児兼用	6 機種	合計 7 機種
	幼児専用	1 機種	

## 2) 評価結果

(1) 衝突安全性能評価のうち、最高評価であるファイブスター（以下「5★」と表記）を平成28年度は6車種が獲得し、平均得点は昨年度に比べプラス1.4ポイントの182.3点となった。また、歩行者保護エアバッグを装着した車両において過去最高得点の199.7点で衝突安全性能評価大賞を取得した車両があった。

【衝突安全性能評価ファイブスター賞受賞車両】

自動車製作者名	受賞車種
スズキ（株）	ランディ*1
（株）SUBARU	インプレッサ/XV
ダイハツ工業（株）	ブーン（SCA付）
トヨタ自動車（株）	ヴェルファイア/アルファード、プリウス/プリウスPHV パッソ（SCA付）*2
日産自動車（株）	セレナ
本田技研工業（株）	フリード

\*1：セレナのOEM \*2：ブーン（SCA付）のOEM

【5★賞受賞車両数の推移】

年 度	5★賞 平均得点	最高得点（車種）	5★賞 受賞車種数
平成23年度	176.8	179.6点（レクサス：CT200h）	3車種
平成24年度	180.4	184.6点（三菱：アウトランダー）	6車種
平成25年度	181.4	189.7点（トヨタ：クラウン）	7車種
平成26年度	182.1	188.8点（スバル：レガシイ）	10車種
平成27年度	180.9	188.2点（マツダ：CX-3）	5車種
平成28年度	182.3	199.7点（スバル：インプレッサ）	6車種

(2) 予防安全性能評価については、平成28年度に追加された歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を20車種に対して実施した。

## 3) パンフレット、ホームページの改善等

(1) パンフレットよりもさらに容易に自動車アクセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成した。

各イベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等で、パンフレットと合わせ約180万部を配布した。



（上記のイラストを両面に印刷）

(2) 平成28年度から配布用のパンフレット等の作成においては、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直した他、より安全な車選びの必要性を認識していただくための「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載するなどの工夫を施した。



2016.3 版パンフレット

**より安全な車選びのためのチェックリスト (予防安全性能)**

自動車を購入される時には、自分や家族の好みや用途、また、コストの面から燃費性能を気にされる方が多いと思います。  
しかし、万が一のときに事故から助けてくれる自動車の安全性能も大事だとは思いませんか？実は、今は自動車の安全性能を比較するなどして、より安全なクルマが選べるようになっています。  
このチェックリストを活用して、より安全なクルマを選び、使用してください！

- 自動車は、事故が起きると、運転しているだけでなく、歩行者や自転車に乗っている方にも大きな被害を与えることがあります。  
あなたの自動車が事故に遭うことを考えられたことはありますか？
- 最近の自動車の中には、万が一のときに事故を防ぐ、あるいは衝突した時の被害を軽減するための「衝突被害軽減ブレーキ」などの安全装置が充実しているものがあります。ありますか？
- より安全な自動車を選ぶ際に、自動車アセスメントのパンフレットやホームページの情報を参考にできることをご存じですか？  
※自動車アセスメントについては、18、19ページの説明をご覧ください。
- お選びになった自動車には、衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置のオプションが備えられていますか？
- 自動車アセスメントのパンフレットやホームページの情報が、予防安全性能・衝突安全性能がともに良い自動車を選びましたか？

パンフレット掲載の「より安全な車選びのためのチェックリスト」一例

(3) 衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）性能試験の導入に伴い、その評価結果を分かりやすく示した図や動画を作成し、ホームページやパンフレットに掲載した

【衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）】

(旧)

(新)

メーカー	スバル	Caution	
試験車名	インプレッサ		
グレード	XV 2.0i-L EyeSight		
排気量	1,995cc		
被害軽減ブレーキ 【対歩行者】	検出装置 ポイント	確認自動車 32.0 / 32.0	2016 ASi+ 60.0 / 40.0
はみ出し警報	検出装置 ポイント	確認自動車 8.0 / 8.0	
後方横断警報	検出装置 ポイント	確認自動車 6.0 / 6.0	

メーカー	スバル	Caution	
試験車名	インプレッサ		
グレード	2.0i-L EyeSight		
排気量	1,995cc		
被害軽減ブレーキ 【対歩行者】	検出装置 ポイント	確認自動車 10~60 32.0 / 32.0	2016 ASi+ 60.0 / 71.0
被害軽減ブレーキ 【対歩行者】	検出装置 ポイント	確認自動車 15~60 22.9 / 25.0	
はみ出し警報	検出装置 ポイント	確認自動車 60km/h ~	
後方横断警報	検出装置 ポイント	確認自動車 6.0 / 6.0	

#### 4) 自動車アセスメント結果発表会

(1) 「平成28年度自動車アセスメント結果発表会」を開催し、試験結果を公表するとともに、「衝突安全性能評価ファイブスター賞」、「衝突安全性能評価大賞」、「衝突安全性能評価特別賞」を授与し、「歩行者保護エアバッグの展開デモンストレーション」を実施した。

##### 【結果発表会概要】

①日時：平成29年5月29日（月）

- ・ 結果発表会：14：00～15：40
- ・ 広報イベント等：14：00～17：00

②場所：東京国際フォーラム D1ホール、地上広場

③内容

- ・ 結果発表会
- ・ 衝突安全性能評価ファイブスター賞、大賞、特別賞授与式
- ・ 自動車製作者によるプレゼンテーション
- ・ 歩行者保護エアバッグの展開デモンストレーション
- ・ 平成28年度衝突安全性能評価ファイブスター賞等を受賞した衝突試験車両及び新車の展示（6車種）
- ・ ISO-FIX固定式チャイルドシートで衝突試験結果がすべて「優」である機種の展示（3機種）
- ・ 自動車アセスメント説明パネルの展示、試験映像の放映及びパンフレットの配布
- ・ 体験型アプリによる予防安全技術の周知
- ・ 機構業務の紹介（ナスバネット体験受診、交通事故被害者等創作作品展示）
- ・ スタンプラリー及びアンケート

④来場者数

報道関係者：53人

一般来場者：約6,000人

⑤報道実績

- ・ WEB：読売プレミアム、Yahoo!ニュース、MSNニュース、ライブドアニュース、carview!、オリコン、エキサイトニュース、アメーバニュース、グノシー、ニコニコニュース、@niftyニュース、インフォシークニュース、他
- ・ 新聞：読売新聞、日刊自動車新聞、交通毎日新聞
- ・ 自動車雑誌関連：driver、ル・ボラン、JAF-MATE

結果発表会后1週間において、延べ116回のアセスメント結果発表会に関する報道がされた。

⑥評価結果パンフレット等の配布による広報

同日の結果発表にあわせ、予防安全性能評価、衝突安全性能評価、チャイルドシート安全性能評価のパンフレットの他、容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシをメディア関係者及び一般来場者へ132セット配布した。

【自動車アセスメント結果発表会の模様】



国土省 島自動車局次長挨拶



NASVA 濱理事長挨拶



大森自動車アセスメント部長のプレゼン



表彰状授与



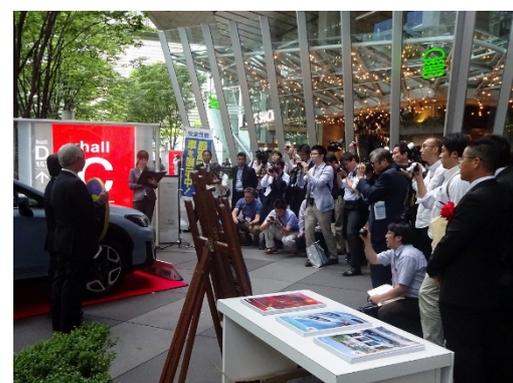
記念品授与



受賞者等による記念撮影



濱理事長から5★賞メダルの贈呈



多くの取材カメラ



歩行者保護エアバッグの展開デモ



多くの取材カメラ



衝突試験車両の展示



ISO-FIX 対応チャイルドシートの脱着体験



NASVA 大森自動車アセスメント部長  
によるご案内の様子



ナスバネット体験受診



体験型アプリによる予防安全技術の周知



交通事故被害者等作品展示



(2) 報道関係者を招き(一財)日本自動車研究所において平成28年度前期自動車アセスメント評価結果発表を行うとともに歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキ評価試験デモンストレーション及び体験乗車を実施した。

【平成28年度前期自動車アセスメント評価結果発表会概要】

- 日時：平成28年12月1日(木)
  - ア。平成28年度前期自動車アセスメント評価結果発表：10:00~11:00
  - イ。歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキ評価試験デモンストレーション：11:00~12:00
  - ウ。歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキ評価試験対象車両への体験乗車：12:00~14:00
- 場所：(一財)日本自動車研究所 講堂及び市街地路東コース
- 来場者数：報道関係者：60人
- 報道実績
  - ア。テレビ：NHK、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ東京等にて放映
  - イ。新聞：朝日新聞(12/1夕刊、12/2朝刊)
  - ウ。ネット媒体：約180件(通信社・全国紙・地方紙のニュースサイト、自動車関係のニュースサイト等)

【平成28年度前期自動車アセスメント評価結果発表の様子】



会場の様子



取材カメラの様子

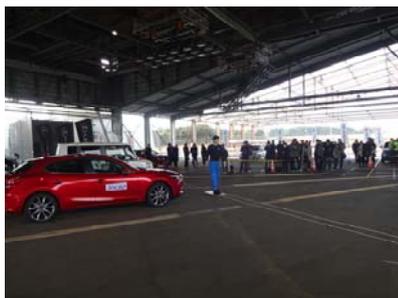


自動車局 島次長のご挨拶



NASVA 鈴木理事長のご挨拶

【歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキ性能試験デモンストレーションの様子】



デモンストレーションの様子



取材の様子①



取材の様子②



取材の様子③  
(デモンストレーション車両)

【歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキ性能試験対象車両への体験乗車の模様】



取材の様子④



取材対応  
(自動車局技術政策課 蛸原専門官)

【報道の模様】



NHK ニュースシブ 5時(12/1)



日本テレビ ミヤネ屋(12/1)



TBS Nスタ(12/1)



フジテレビ みんなのニュース(12/1)



### (3) 自動車アセスメントを中心とした機構業務の周知

#### ①本部における広報

- 平成28年7月27日～28日：子ども霞ヶ関見学デー（東京都）



子ども霞ヶ関見学デー（東京都）

#### ②各主管支所等における主な自動車アセスメントの広報

- 札幌主管支所管内

- 平成28年9月4日：北海道バスフェスティバル（北海道）
- 平成28年9月25日：トラック☆フェスティバル in 函館（北海道）
- 平成28年8月28日：人と車のふれあいフェスティバル in くしろ（北海道）
- 平成28年8月20日：トラックふれあいフェスティバル（北海道）



北海道バスフェスティバル(北海道)

- 仙台主管支所管内

- 平成28年9月17日：宮城バスまつり（宮城県）
- 平成28年9月3日：福島バスまつり（福島県）
- 平成28年9月3日～4日：IBCまつり（岩手県）
- 平成28年9月22日：バスの日まつり（岩手県）
- 平成28年9月25日：トラックフェスタ2016（岩手県）
- 平成28年9月4日：自動車点検ふれあいフェスティバル2016（青森県）
- 平成28年10月2日：トラック感謝デー2016（青森県）
- 平成28年10月29日、11月4日、11月21日、11月26日：エコドライブ講座（山形県）
- 平成28年11月19日：自動車点検フェア（山形県）
- 平成28年9月10日：あきたバスまつり（秋田県）
- 平成28年9月10日、9月18日：マイカーてんけん日フェア（秋田県）
- 平成28年10月9日：トラックフェスタ2016（秋田県）

平成28年10月15日～16日：あきたNEXTモーターショー



宮城バスまつり（宮城県）



IBCまつり（岩手県）



福島バスまつり（福島県）



あきたNEXTモーターショー（秋田県）

・新潟主管支所管内

平成28年9月24日：第9回ふれあいくるまつり（新潟県）

平成28年10月1日：自動車ふれあい相談所（新潟県）

平成28年10月1日：信州バスまつり（長野県）

平成28年10月2日：善光寺表参道秋まつり（長野県）

平成28年10月8日：トラックの日フェスティバル（長野県）

平成28年10月16日：セーフティCarにばる石川（石川県）

平成28年10月16日：第34回「自動車なんでも無料相談」（富山県）



トラックの日フェスティバル（長野県）

・東京主管支所管内

平成28年10月30日：トラックフェスタ TOKYO 2016（東京都）

平成28年11月9日～10日：第39回「自動車なんでも相談所」（神奈川県）

平成28年10月1日：自動車点検整備推進フェア（千葉県）

平成28年11月19日：交通安全・環境フェア（埼玉県）

平成 28 年 11 月 5 日～6 日：ひたちなか市産業交流フェア（茨城県）

平成 28 年 9 月 3 日：自動車点検整備推進デー（群馬県）

平成 28 年 10 月 2 日：トラックの日感謝デーイベント（栃木県）

平成 28 年 10 月 29 日：自動車点検整備推進デー（山梨県）



ひたちなか市産業交流フェア（茨城県）



交通安全・環境フェア（埼玉県）

トラックフェスタ TOKYO 2016(東京都)

・名古屋主管支所管内

平成 28 年 9 月 23 日：平成 28 年度秋の交通安全運動キャンペーン（愛知県）

平成 28 年 9 月 28 日：中部運輸局自動車事故防止セミナー 2016（愛知県）

平成 28 年 10 月 2 日：第 12 回みんなで学ぼう！トラックと交通安全・環境フェア（愛知県）

平成 28 年 10 月 29 日～30 日：ふじのくに交通安全県民フェア（静岡県）

平成 28 年 9 月 25 日：のりものフェスタ（岐阜県）

平成 28 年 11 月 6 日：のりものふれあい広場（岐阜県）

平成 28 年 9 月 24 日：みえ交通安全・環境フェスタ 2016（三重県）

平成 28 年 8 月 7 日：夏休み親子自動車体験教室（福井県）



平成 28 年度秋の交通安全運動キャンペーン（愛知県）

・大阪主管支所管内

- 平成 28 年 9 月 22 日：2016 おおさか交通安全ファミリーフェスティバル（大阪府）  
平成 28 年 10 月 23 日：2016トラックまつり（京都府）  
平成 28 年 5 月 14 日～15日：エコカー&セーフティー神戸カーライフフェスタ2016（兵庫県）  
平成 28 年 8 月 20 日：自動車整備士理解フェア（滋賀県）  
平成 28 年 9 月 10 日：バスの日まつり（滋賀県）  
平成 28 年 9 月 22 日：マイカー無料点検教室（滋賀県）  
平成 28 年 10 月 15 日：滋賀県交通安全フェア（滋賀県）  
平成 28 年 11 月 6 日：オートフェスタ イン 奈良（奈良県）  
平成 28 年 10 月 16 日：クルマジャンボリー（和歌山県）



エコカー&セーフティー神戸カーライフフェスタ2016（兵庫県）



エコカー&セーフティー神戸カーライフフェスタ2016（兵庫県）

・広島主管支所管内

- 平成 28 年 6 月 19 日：プロ野球公式戦（広島県）  
平成 28 年 6 月 24 日：広島工業大学講義（広島県）  
平成 28 年 9 月 19 日：バスまつり（広島県）  
平成 28 年 10 月 9 日：トラックまつり（広島県）  
平成 28 年 10 月 16 日：Go!Go!Car にばる（広島県）  
平成 28 年 10 月 23 日：Go!Go!Car にばる in 福山（広島県）  
平成 28 年 7 月 29 日～30 日：自動車整備体験実習(高校生対象)（鳥取県）  
平成 28 年 8 月 2 日：自動車整備体験実習(高校生対象)（鳥取県）  
平成 28 年 10 月 25 日：自動車整備体験実習(高校生対象)（鳥取県）  
平成 28 年 6 月 11 日～12 日：オール日産大商談会（岡山県）  
平成 28 年 9 月 10 日：秋の交通安全運動推進大会（岡山県）  
平成 28 年 9 月 22 日：2016交通安全フェスティバル（岡山県）  
平成 28 年 9 月 23 日：交通安全フェア（岡山県）

平成 28 年 9 月 25 日：第 11 回倉敷ナンバー祭（岡山県）  
 平成 28 年 10 月 9 日～10 日：カーコロシム 2016（岡山県）  
 平成 28 年 10 月 23 日：第 20 回ハートフルマイカーフェスティバル（岡山県）  
 平成 28 年 10 月 29 日：エンジョイ・エコドライブおかやま（岡山県）  
 平成 28 年 奇数月の月末 2 日間（土曜、日曜）：チャイルドシート出前講座（岡山県）  
 平成 29 年 3 月 4 日：改正道路交通法施行に向けたイベント（岡山県）  
 平成 28 年 9 月 3 日：マイカーてんけん促進イベント（山口県）



プロ野球公式戦（広島県）



マイカーてんけん促進イベント（山口県）

秋の交通安全運動推進大会（岡山県）

・高松主管支所管内

平成 28 年 5 月 3 日～4 日：フラワーフェスティバル&交通安全フェア 2016&第 13 回ポンポコまつり（香川県）  
 平成 28 年 9 月 22 日：交通安全キャンペーン（香川県）  
 平成 28 年 9 月 11 日：バスの日（徳島県）  
 平成 28 年 10 月 27 日～29 日：徳島ビジネスチャレンジメッセ（徳島県）  
 平成 28 年 9 月 22 日：公共交通活性化・都市イベント（愛媛県）  
 平成 28 年 9 月 24 日～25 日：軽自動車フェスタえひめ 2016（愛媛県）  
 平成 28 年 10 月 2 日：トラックの日イベント（愛媛県）  
 平成 28 年 9 月 22 日：第 26 回交通安全ひろば（高知県）



フラワーフェスティバル&交通安全フェア 2016&第 13 回ポンポコまつり（香川県）

・福岡主管支所管内

- 平成 28 年 9 月 22 日：「バスの日」記念イベント（福岡県）
- 平成 28 年 10 月 12 日：車検等来場者に対する広報（福岡県）
- 平成 28 年 9 月 3 日：マイカー無料点検デー（佐賀県）
- 平成 28 年 10 月 16 日：「トラックの日」ばぶばぶフェスタ（佐賀県）
- 平成 28 年 9 月 29 日：時津地区参加体験型交通安全講習会（長崎県）
- 平成 28 年 11 月 30 日：時津地区交通安全母の会会員研修（長崎県）
- 平成 28 年 10 月 15 日：第 17 回自動車まつり（熊本県）
- 平成 28 年 9 月 25 日：自動車せいびフェスティバル（大分県）
- 平成 28 年 10 月 9 日：トラックの日チャリティーフェスティバル（宮崎県）
- 平成 28 年 10 月 16 日：「トラックの日」フェスティバル（鹿児島県）
- 平成 28 年 9 月 15 日：車検等来場者に対する広報（沖縄県）



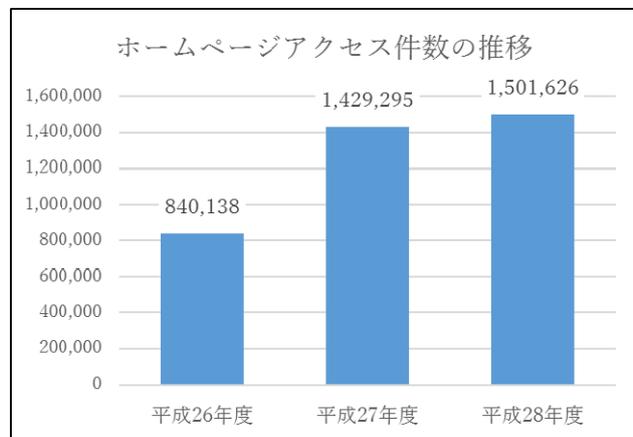
「トラックの日」フェスティバル（鹿児島県）



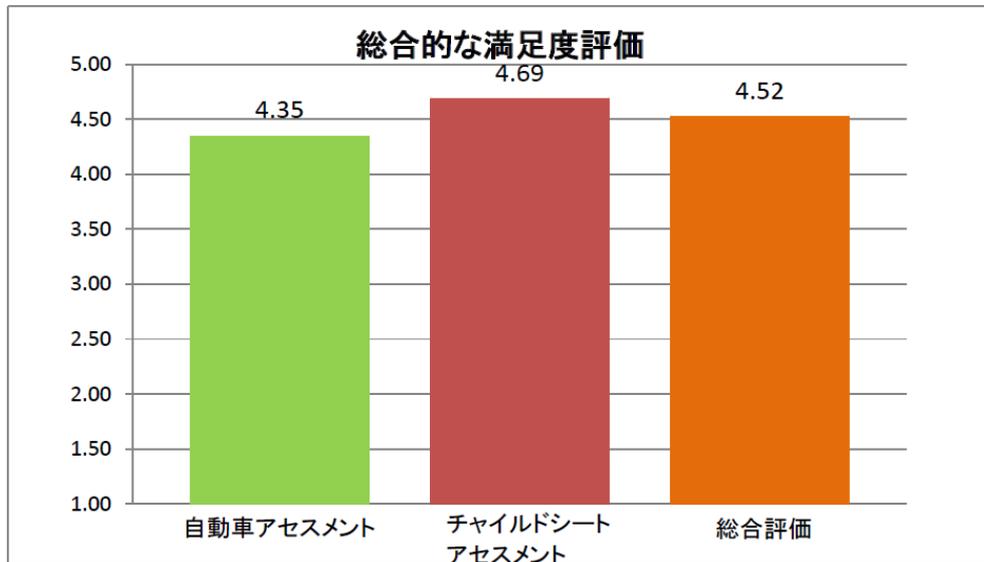
「バスの日」記念イベント（福岡県）

6) ホームページアクセス件数の推移

以上の取組により、自動車アセスメントホームページのアクセス件数が前年度を  
 超え、150万件（全体の約52%）超え  
 となり、高い水準で推移している。



7) 自動車アセスメント結果発表会、全国各地で開催した自動車アセスメント広報イベントに  
来場頂いた自動車ユーザー等に対する5段階評価による調査の結果、有効回答数約7千件に  
おいて、4.52の評価を得た。



#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成27年度に引き続き、平成28年度の衝突安全性能試験の結果について、旧モデルで評価を受けたことがある車種（6車種）の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を行ったところ、旧モデルの平均が125.8点であったのが、後継車種では平均が127.9点（満点は145点）となり、後継車種が旧車種を上回った。

### 中期目標

- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

### 中期計画

- ⑤ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。  
また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。
- ⑥ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

### 年度計画

- ④ 検討会で定める工程表（ロードマップ）に基づき、新たな評価項目を導入する、あるいは既存の評価項目を改善するための以下のような調査研究を実施します。
  - ア 衝突安全性能評価について、事故実態等を踏まえた前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護性能評価の見直しのために必要な基礎調査等を実施します。
  - イ 予防安全性能評価について、車線維持支援制御装置及び車線逸脱防止装置の評価を平成29年度から実施するための試験・評価方法の作成等に必要な調査研究を実施します。
- ⑤ 自動車アセスメントの試験・評価方法は日本の事故実態を基に策定しているが、自動車は国際商品であるため、その内容が国毎に大きく異なると自動車の開発に支障を来すことになることから、自動車アセスメントの試験方法ができるだけ国際的に調和されたものとなるように諸外国の自動車アセスメント機関との連携を行います。
- ⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 国交省の検討会で定めたロードマップに基づき、評価内容の改善、新たな評価項目の導入等に必要な調査・研究を実施することとした。
- 2) 新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を充実させるため、また、広報活動を効果的なものとするため、海外の自動車アセスメント関係機関から評価に関する情報を収集することとした。
- 3) 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

## 当該年度における取組み

1) 国交省の検討会で定めたロードマップに基づき、調査・研究等を行うことにより、評価内容の改善、新たな評価項目の導入等を実施した。

(1) フルラップ前面衝突試験及び側面衝突試験の試験方法改定に係る調査研究

ロードマップにおいて、平成30年より「新たな試験条件による性能評価を導入」することとしており、これに向けて搭載ダミー等の検討や、その閾値の検討を行い、試験方法及び評価法を作成するための調査研究を行った。

(2) 自動車アセスメントにおける新たな評価の導入に係る調査研究

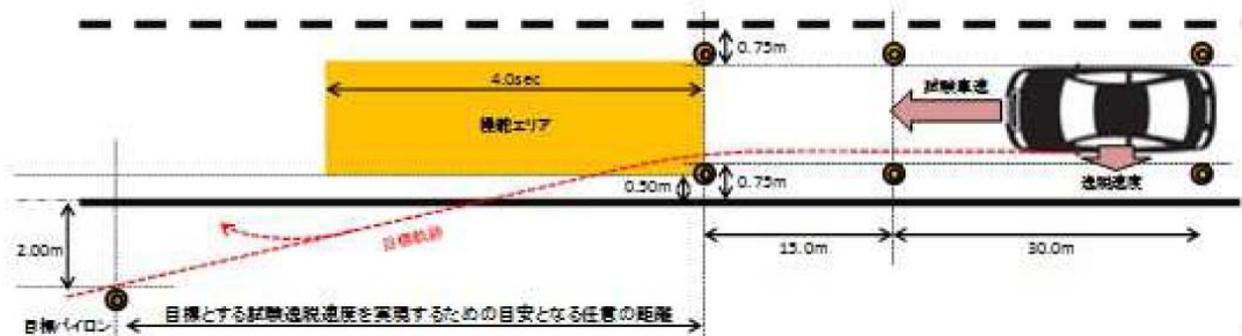
衝突安全性能に関する総合評価の見直しに係る交通事故分析(予防安全の評価と同じように、個々の評価試験による効果予測値を基準とした配点に見直し)及びロードマップに示されている衝突試験形態の必要性に係る交通事故分析を行った。

(3) 「衝突被害軽減ブレーキ〔対歩行者：夜間〕等の試験・評価方法に係る調査研究

夜間の対歩行者事故防止のための衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者：夜間)、及び高機能前照灯(AHB/ADB)を自動車アセスメント評価試験に導入するにあたり、試験条件や評価方法を策定するための事故分析、及び実車を用いてのデータ収集を行った。

(4) 「車線逸脱抑制装置に係る試験・評価方法の調査研究

車線逸脱抑制装置の自動車アセスメント評価試験の導入に向け、試験や評価の方法を検討するために必要な走行データを実車を用いて収集し、得られたデータ等を基に当該装置の試験及び評価方法を策定した。



2) 新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容及び広報活動を充実させるため、海外の自動車アセスメント関係機関から評価に関する情報を収集した。

(1) 8月1日に来訪したEuroNCAP及びIIHSに対し、自動車アセスメント予防安全性能評価について情報交換を行った。

(2) 8月2日に開催された「2016EuroNCAPフォーラム」に参加するとともに、各国のテスト機関との情報交換を行った。

(3) 10月26日～29日に開催されたグローバルNCAP年次会合に出席し、日本における現在の取組を紹介するとともに、新たな評価項目導入に関する課題、広報のあり方等について情報収集・意見交換等を行った。

- 3) 平成28年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。

### タスクフォースによる外部評価結果

#### 2. 自動車アセスメント事業

##### (1) 安全性の向上

安全性の向上については、旧モデルで評価を受けたことがある車種（6車種）の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を行ったところ、旧モデルの平均が125.8点であったのに対し、後継車種では平均が127.9点（満点は145点）と上回っており、安全性が向上していることが認められ、評価できる。

予防安全性能評価については、平成28年度に追加された歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を20車種に対して実施しており、より効果の高い予防安全装置の装備が進み、安全性が向上していることが認められ、評価できる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

##### (2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

車線逸脱防止装置について、交通事故実態を踏まえて試験・評価方法を策定する等、評価実施に向け、自動車アセスメントの内容を充実させたことは、高く評価できる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めることにより、更なる充実を図る必要がある。

##### (3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

海外のアセスメント関係機関との連携については、多くの国際会議等において自動車アセスメントの取組みを紹介するとともに、新たな評価項目導入等に向けて意見交換するなど、積極的に取り組んでいることは、評価できる。

今後も、海外のアセスメント関係機関との連携を積極的に行い、自動車アセスメントの充実を図る必要がある。

##### (4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

アセスメント結果発表会の開催や、地方における広報イベント等を90回行うなどした結果、テレビ、雑誌等で多数の報道がされるなど、自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは、評価できる。

また、自動車アセスメント情報にさらに容易に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成したことや、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、パンフレットの掲載内容の構成を見直したこと等、情報提供の充実を継続して行っていることは、評価できる。

今後も自動車アセスメントの結果について、ユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (7) 自動車事故対策に関する広報活動

### 中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

### 中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

### 年度計画

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関と連携することなどにより、一層効果的かつ効率的に実施します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 2) 国等と協力した周知宣伝活動やインターネット・マスメディア等を活用した広範な広報活動を着実に実施するとともに、交通安全関係各種イベントへ積極的に参加することとした。
- 3) 国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、アクセス件数が増加することを目指すこととした。

### 当該年度における取組み

- 1) NASVAの業務の認知向上のため、国土交通省陸運関係専門紙記者に対する業務概要説明会を開催するとともに、陸海空の運輸関係団体・企業に広く購読されている専門紙に機構業務を紹介する企画記事を掲載した。
- 2) NASVAの業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時に、同球場内にNASVAブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映した。

【NASVAのCM  
およびブースの様子】



3) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

【「交通安全。アクション2016」のブースの様子】



4) NASVAギャラリーの設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を支所事務所内に展示する「NASVAギャラリー」の増設に努めた。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者支援と事故防止を一体として行っているNASVAにしかできない取組みとなっている。

また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅構内にて行い、延べ約2万人に対して被害者支援に関する情報発信を行い、共感する声が多く寄せられた。

【NASVAギャラリーIN東京の風景】



【岩手支所のギャラリー風景】

5) 機構概要（パンフレット）の配布

NASVAは安全指導業務、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを、判りやすく説明した総合的なパンフレットを、地方自治体、関係機関等に広く配布。また、各イベント等においても、多数の配布を行った。また、各国NCAPとの会合等においては、英訳版パンフレットを有効活用した。

6) ホームページの活用

NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。

なお、平成27年3月末、スマートフォンやタブレットなどの端末の種別に応じて最適に画面を表示させる仕様を採用する等機能やデザインに配慮したホームページの改修を実施した。

平成28年度においても、検索キーワード等で検索しやすい文言を使用する等の工夫を行うなど、より国民にわかりやすく利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるようホームページの改修を実施した結果、平成28年度は288万件のアクセス件数を記録した。



【パソコン用  
トップページ】



【モバイル用  
トップページ】

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

#### 中期計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

#### 中期計画予算（平成24年度～平成28年度）

#### 予 算

（単位：百万円）

区 分	金 額
<b>収入</b>	
政府借入金	0
運営費交付金	34,403
施設整備費補助金	1,994
政府補助金	17,169
回収金等収入	3,383
業務収入	9,811
その他収入	206
<b>計</b>	<b>66,966</b>
<b>支出</b>	
人件費	16,864
業務経費	39,666
施設整備費	1,994
一般管理費	4,927
貸付金	832
借入金償還	6,398
<b>計</b>	<b>70,681</b>

#### 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
<b>費用の部</b>	<b>61,390</b>
経常費用	61,390
人件費	16,864
業務費	38,296
管理関係業務費	6,207
一般管理費	4,863
減価償却費	1,344
財務費用	22
支払利息	22
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
<b>収益の部</b>	<b>61,995</b>
運営費交付金収益	33,614
政府補助金	17,169
業務収入	9,811
その他収入	240
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,153
資産見返補助金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
<b>純利益</b>	<b>606</b>
<b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b>	<b>1</b>
<b>総利益</b>	<b>606</b>

#### 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
<b>資金支出</b>	<b>82,179</b>
業務活動による支出	68,308
投資活動による支出	6,433
財務活動による支出	6,584
次期中期目標の期間への繰越金	853
<b>資金収入</b>	<b>82,179</b>
業務活動による収入	67,111
運営費交付金による収入	34,403
政府補助金による収入	17,169
業務収入	13,193
その他収入	2,346
投資活動による収入	8,954
有価証券の償還による収入	6,960
施設整備費による収入	1,994
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,114

#### （予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,010 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）  
次頁のとおり。

### 第3期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

#### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額  
所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額  
新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額  
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額  
退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算  
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額  
なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

#### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

#### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

#### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

#### [注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：対前年度0.97、平成28年度は対23年度0.85として推計

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：対前年度0.98、平成28年度は対23年度0.90として推計

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ $\delta$ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

**年度計画**

以下のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとしします。

**中期計画予算 (平成28年度)**

**予 算**

(単位：百万円)

区 分	貸付業務	療護業務	一般業務	指導講習及び 適性診断業務		法人共通	合 計
				指導講習及び 適性診断業務	その他の業務		
<b>収入</b>							
政府借入金	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	523	3,328	1,759	778	980	1,290	6,900
施設整備費補助金	0	476	0	0	0	0	476
政府補助金	7	0	3,353	0	3,353	0	3,359
回収金等収入	632	0	0	0	0	0	632
業務収入	0	0	2,180	2,180	0	0	2,180
その他収入	0	0	64	56	8	13	77
<b>計</b>	<b>1,162</b>	<b>3,804</b>	<b>7,356</b>	<b>3,015</b>	<b>4,341</b>	<b>1,303</b>	<b>13,625</b>
<b>支出</b>							
人件費	120	34	2,042	1,811	232	1,034	3,231
業務経費	360	3,413	4,895	867	4,028	7	8,676
施設整備費	0	476	0	0	0	0	476
一般管理費	44	13	750	665	85	271	1,078
貸付金	153	0	0	0	0	0	153
借入金償還	1,103	0	0	0	0	0	1,103
<b>計</b>	<b>1,782</b>	<b>3,936</b>	<b>7,688</b>	<b>3,343</b>	<b>4,344</b>	<b>1,313</b>	<b>14,718</b>

## (予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額2,516百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

## (運営費交付金の算定ルール)

別添のとおり

## 収支計画

(単位：百万円)

区 分	貸付業務	療護業務	一般業務	法人共通		合 計
				指導講習及び 適性診断業務	その他の業務	
<b>費用の部</b>	<b>543</b>	<b>3,444</b>	<b>7,727</b>	<b>3,377</b>	<b>4,350</b>	<b>13,072</b>
経常費用	543	3,442	7,727	3,377	4,350	13,070
人件費	120	34	2,042	1,811	232	3,231
業務費	368	3,276	4,875	847	4,028	8,526
管理関係業務費	55	131	808	718	91	1,310
一般管理費	44	13	746	662	85	1,073
減価償却費	11	118	62	56	6	237
財務費用						
支払利息	0	1	2	2	0	2
臨時損失						
固定資産除却損	0	2	0	0	0	2
<b>収益の部</b>	<b>576</b>	<b>3,735</b>	<b>8,031</b>	<b>3,646</b>	<b>4,384</b>	<b>13,799</b>
運営費交付金収益	525	3,326	2,087	1,103	983	7,235
政府補助金	7	0	3,353	0	3,353	3,359
業務収入	0	0	2,180	2,180	0	2,180
その他収入	16	0	64	56	8	93
資産見返運営費交付金戻入	11	117	44	38	6	215
資産見返補助金戻入	0	1	0	0	0	1
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	3
臨時利益						
運営費交付金精算収益化額	18	291	303	269	34	712
<b>純利益</b>	<b>33</b>	<b>291</b>	<b>304</b>	<b>269</b>	<b>34</b>	<b>727</b>
<b>総利益</b>	<b>33</b>	<b>291</b>	<b>304</b>	<b>269</b>	<b>34</b>	<b>727</b>

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	貸付業務	療護業務	一般業務	法人共通		合 計
				指導講習及び 適性診断業務	その他の業務	
<b>資金支出</b>	<b>2,264</b>	<b>3,945</b>	<b>7,710</b>	<b>3,363</b>	<b>4,347</b>	<b>16,054</b>
業務活動による支出	679	3,324	7,691	3,344	4,347	13,011
投資活動による支出	0	610	0	0	0	615
財務活動による支出	1,103	2	19	19	0	1,124
翌年度への繰越金	481	9	0	0	0	1,304
<b>資金収入</b>	<b>2,261</b>	<b>3,844</b>	<b>7,357</b>	<b>3,016</b>	<b>4,341</b>	<b>16,054</b>
業務活動による収入	1,162	3,328	7,357	3,016	4,341	13,150
運営費交付金による収入	523	3,328	1,759	778	980	6,900
政府補助金による収入	7	0	3,353	0	3,353	3,359
業務収入	632	0	2,182	2,182	0	2,814
その他収入	0	0	64	56	8	77
投資活動による収入	0	476	0	0	0	476
施設整備費による収入	0	476	0	0	0	476
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	1,099	41	0	0	0	2,428

## 平成28年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入－運営費交付金債務

### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額  
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

### 5. 運営費交付金債務

運営費交付金債務の一部を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成28年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：対前年度 0.97

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：対前年度 0.98

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：1.00

政策係数（ $\delta$ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組み（実績値）

中期計画実績（平成28年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	貸付業務		療護業務		一般業務		指導講習及び 適性診断業務		その他の業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
<b>収入</b>														
政府借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	523	523	3,328	3,328	1,759	1,759	778	778	980	980	1,290	1,290	6,900	6,900
施設整備費補助金	0	0	476	465	0	0	0	0	0	0	0	0	476	465
政府補助金	7	0	0	0	3,353	3,172	0	0	3,353	3,172	0	0	3,359	3,172
回収金等収入	632	558	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	632	558
業務収入	0	0	0	0	2,180	2,432	2,180	2,432	0	0	0	0	2,180	2,432
その他収入	0	0	0	0	64	76	56	70	8	6	13	15	77	91
<b>計</b>	<b>1,162</b>	<b>1,081</b>	<b>3,804</b>	<b>3,793</b>	<b>7,356</b>	<b>7,438</b>	<b>3,015</b>	<b>3,280</b>	<b>4,341</b>	<b>4,158</b>	<b>1,303</b>	<b>1,305</b>	<b>13,625</b>	<b>13,618</b>
<b>支出</b>														
人件費	120	118	34	34	2,042	2,006	1,811	1,778	232	228	1,034	951	3,231	3,108
業務経費	360	264	3,413	3,346	4,895	4,681	867	910	4,028	3,771	7	3	8,676	8,294
施設整備費	0	0	476	465	0	0	0	0	0	0	0	0	476	465
一般管理費	44	44	13	12	750	741	665	657	85	84	271	276	1,078	1,074
貸付金	153	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153	38
借入金償還	1,103	1,103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,103	1,103
<b>計</b>	<b>1,782</b>	<b>1,567</b>	<b>3,936</b>	<b>3,857</b>	<b>7,688</b>	<b>7,428</b>	<b>3,343</b>	<b>3,345</b>	<b>4,344</b>	<b>4,083</b>	<b>1,313</b>	<b>1,230</b>	<b>14,718</b>	<b>14,083</b>

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	貸付業務		療護業務		一般業務		指導講習及び 適性診断業務		その他の業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
<b>費用の部</b>	<b>543</b>	<b>435</b>	<b>3,444</b>	<b>3,407</b>	<b>7,727</b>	<b>7,253</b>	<b>3,377</b>	<b>3,173</b>	<b>4,350</b>	<b>4,079</b>	<b>1,358</b>	<b>1,273</b>	<b>13,072</b>	<b>12,367</b>
経常費用	543	435	3,442	3,404	7,727	7,251	3,377	3,171	4,350	4,079	1,358	1,271	13,070	12,361
人件費	120	118	34	34	2,042	2,006	1,811	1,778	232	228	1,034	951	3,231	3,108
業務費	368	264	3,276	3,245	4,875	4,465	847	699	4,028	3,767	7	2	8,526	7,977
管理関係業務費	55	53	131	124	808	777	718	691	91	85	317	318	1,310	1,272
一般管理費	44	39	13	11	746	664	662	589	85	75	270	251	1,078	966
減価償却費	11	14	118	113	62	112	56	102	6	10	47	67	237	306
財務費用														
支払利息	0	0	1	1	2	3	2	3	0	0	0	0	2	4
臨時損失														
固定資産除却損	0	0	2	3	0	2	0	2	0	0	0	0	2	7
<b>収益の部</b>	<b>576</b>	<b>524</b>	<b>3,735</b>	<b>3,843</b>	<b>8,031</b>	<b>8,328</b>	<b>3,646</b>	<b>4,150</b>	<b>4,384</b>	<b>4,178</b>	<b>1,457</b>	<b>1,507</b>	<b>13,799</b>	<b>14,203</b>
運営費交付金収益	525	453	3,326	3,331	2,087	1,958	1,103	999	983	959	1,298	1,224	7,235	6,966
政府補助金	7	0	0	0	3,353	3,122	0	0	3,353	3,122	0	0	3,359	3,122
業務収入	0	0	0	0	2,180	2,432	2,180	2,432	0	0	0	0	2,180	2,432
その他収入	16	17	0	0	64	83	56	69	8	14	13	16	93	116
資産見返運営費交付金戻入	11	14	117	112	44	84	38	74	6	10	44	52	215	262
資産見返補助金戻入	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3
借入金償還免除益	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
臨時利益														
運営費交付金精算収益化額	18	38	291	399	303	649	269	575	34	74	99	213	712	1,298
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>純利益</b>	<b>33</b>	<b>89</b>	<b>291</b>	<b>437</b>	<b>304</b>	<b>1,076</b>	<b>269</b>	<b>977</b>	<b>34</b>	<b>99</b>	<b>99</b>	<b>234</b>	<b>727</b>	<b>1,835</b>
<b>総利益</b>	<b>33</b>	<b>89</b>	<b>291</b>	<b>437</b>	<b>304</b>	<b>1,076</b>	<b>269</b>	<b>977</b>	<b>34</b>	<b>99</b>	<b>99</b>	<b>234</b>	<b>727</b>	<b>1,835</b>

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	貸付業務		療護業務		一般業務		指導講習及び 適性診断業務		その他の業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
<b>資金支出</b>	<b>2,264</b>	<b>2,106</b>	<b>3,945</b>	<b>4,020</b>	<b>7,710</b>	<b>7,676</b>	<b>3,363</b>	<b>3,391</b>	<b>4,347</b>	<b>4,284</b>	<b>2,134</b>	<b>3,705</b>	<b>16,054</b>	<b>17,506</b>
業務活動による支出	679	451	3,324	3,279	7,691	7,458	3,344	3,185	4,347	4,272	1,316	1,253	13,011	12,441
投資活動による支出	0	16	610	552	0	188	0	176	0	12	5	77	615	833
財務活動による支出	1,103	1,103	2	2	19	30	19	30	0	0	0	0	1,124	1,135
翌年度への繰越金	481	536	9	187	0	0	0	0	0	0	813	2,374	1,304	3,097
<b>資金収入</b>	<b>2,261</b>	<b>2,201</b>	<b>3,844</b>	<b>4,018</b>	<b>7,357</b>	<b>7,451</b>	<b>3,016</b>	<b>3,283</b>	<b>4,341</b>	<b>4,168</b>	<b>2,591</b>	<b>3,836</b>	<b>16,054</b>	<b>17,506</b>
業務活動による収入	1,162	1,082	3,328	3,345	7,357	7,451	3,016	3,283	4,341	4,168	1,303	1,318	13,150	13,196
運営費交付金による収入	523	523	3,328	3,328	1,759	1,759	778	778	980	980	1,290	1,290	6,900	6,900
政府補助金による収入	7	0	0	0	3,353	3,172	0	0	3,353	3,172	0	0	3,359	3,172
業務収入	632	558	0	0	2,182	2,435	2,182	2,435	0	0	0	0	2,814	2,994
その他収入	0	1	0	18	64	85	56	70	8	15	13	27	77	130
投資活動による収入	0	0	476	465	0	0	0	0	0	0	0	0	476	471
施設整備費による収入	0	0	476	465	0	0	0	0	0	0	0	0	476	465
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
前年度よりの繰越金	1,099	1,119	41	207	0	0	0	0	0	0	1,288	2,513	2,428	3,840

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・当期総利益 1,835 百万円の発生要因

当期総利益 1,835 百万円の発生要因等は以下のとおりである。

当期純利益の主な発生理由は、

- ① 平成 28 年度から運営費交付金の収益化基準として業務達成基準（管理部門の活動については期間進行基準）を採用したことにより、運営費交付金収益が増加したこと
- ② 平成 28 年度は第 3 期中期目標期間最終年度であることから、独立行政法人会計基準第 81 第 4 項の規定に基づき、運営費交付金債務全額を精算のために収益化したことによるものである。

当該総利益については、前期繰越欠損金を処理のうえ、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

## 4. 短期借入金の限度額

### **中期目標**

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### **中期計画**

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

### **年度計画**

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

### 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

### 当該年度における取組み（実績値）

短期借入は行わなかった。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 中期計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画  
なし

### 年度計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画  
なし

### 年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし。

### 当該年度における取組み

なし

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 6. 剰余金の使途

### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 中期計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

### 年度計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

### 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

### 当該年度における取組み

なし

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設及び設備に関する計画

#### 中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

#### 中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金

#### 年度計画

以下のとおり。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備 (内訳)	476	施設整備費補助金
千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置 (PET-CT) 更新	403	
千葉療護センター 超音波診断装置更新	11	
東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新	20	
岡山療護センター 免疫発光測定装置更新	8	
中部療護センター FDG 合成装置更新	34	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

#### 年度計画における目標設定の考え方

平成28年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

- ・千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置 (PET-CT) 更新
- ・千葉療護センター 超音波診断装置更新
- ・東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新
- ・岡山療護センター 免疫発光測定装置更新
- ・中部療護センター FDG合成装置更新

## 当該年度における取組み

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

### 施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額
① 千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置 (PET-CT) 更新	403	394
② 千葉療護センター 超音波診断装置更新	11	11
③ 東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新	20	19
④ 岡山療護センター 免疫発光測定装置更新	8	7
⑤ 中部療護センター FDG 合成装置更新	34	35

## その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成28年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置 (PET-CT) 更新 → 一般競争入札
- ② 千葉療護センター 超音波診断装置更新 → 一般競争入札
- ③ 東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新 → 一般競争入札
- ④ 岡山療護センター 免疫発光測定装置更新 → 一般競争入札
- ⑤ 中部療護センター FDG 合成装置更新 → 一般競争入札

## (2) 人事に関する計画

### 中期目標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 中期計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

### 年度計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

引き続き、新規職員の積極的な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表することとした。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の  
新陳代謝を図りつつ、見直しを行うこととした。

### 当該年度における取組み

- 1) 役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組み

- ① 国家公務員給与法の一部改正に準拠して、平成28年4月から職員の俸給表の平均0.2%引上げ、平成28年12月期における役職員賞与の0.1月分引上げ等を行った。
- ② 国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、国家公務員に準拠して、平成28年4月から本部業務調整手当の引上げ等の給与制度の総合的見直しを行った。
- ③ 職員を16名新規採用し、職員の新陳代謝を図った。

○平成28年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、平成28年度は（年齢勘案）102.9となった。

（前年度 103.2 前々年度 103.8）

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○国家公務員に比べて給与水準が高くなっている理由

- ① 国家公務員より管理職員割合が高いこと  
全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。
- ② 国家公務員より大卒者割合が高いこと  
業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。
- ③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと  
利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

### (3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

#### **中期計画**

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

#### **年度計画**

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

#### 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

#### 当該年度における取組み

なし

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報



独立行政法人  
自動車事故対策機構  
National Agency for  
Automotive Safety and Victims' Aid